

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	75 件
国民年金関係	35 件
厚生年金関係	40 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで  
② 昭和59年6月から60年3月まで

私は、昭和58年4月に区役所で、転居手続等と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入当初は、自宅近くの金融機関で納付書により国民年金保険料を納付し、その後、いつかは憶<sup>おぼ</sup>えていないが、同金融機関で口座振替により保険料を納付していたはずである。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入当初、国民年金保険料を納付書により納付し、その後、口座振替により納付するようになったと述べている。確かに、オンライン記録によると、当初の納付書による納付から、昭和61年12月以降、口座振替による納付に切り替わっていると考えられることから、申立内容とおおむね一致する上、申立期間②後の保険料をすべて納付し、平成3年6月からは国民年金基金にも加入しているなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和58年4月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、加入手続時期は60年4月と推認され、申立内容とは相違がみられるものの、申立期間②の国民年金保険料は、同年同月時点では現年度納付することが可能な期間であり、59年4月及び同年5月の保険料を納付

している事実を踏まえると、10 か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えることも特段不合理ではない。

- 2 一方、申立期間①については、上記のとおり、申立内容で述べている国民年金の加入手続時期と推認される同手続時期が相違し、申立人自身も当時の記憶が曖昧であると述べているなど、当該期間の国民年金保険料を納付していた事情はうかがえない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年3月まで

私は、20歳のころ、既に国民年金に加入していた前夫の国民年金保険料を徴収するために訪ねてきた集金人から、自営業の人は強制だから加入するようと言われたため、国民年金に加入した。手続については、集金人が行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、私が加入してから夫婦二人分を集金人へ納付していた。申立期間当時、前夫と店先で接客することもあったが、店舗とは別棟の自宅で育児に追われていた私に代わって、前夫が納付してくれたこともあった。

きちんと納付していたはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の前夫の国民年金保険料を徴収するために訪れた集金人の勧めにより、国民年金に加入し、保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張については、申立人が申立期間当時、居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認でき、集金人が保険料の徴収時に併せて、国民年金の未加入者に加入を勧めることは自然であると考えられること、及びその前夫は、申立人が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと証言していることから、不自然さは見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人に付与された国民年金手帳記号番号に近い番号の任意加入被保険者の加入状況等から昭和42年4月以降と推認でき、同年同月時点においては、申立期間のうち、

40年1月から41年3月までの過年度保険料及び同年4月から42年3月までの現年度保険料を納付することが可能であったことに加え、申立期間当時、申立人が居住していた市では、本来収納することとはされていなかった過年度保険料を国民年金被保険者の代行として預かっていた事例が見られることなどから、40年1月から41年3月までの過年度保険料についても、申立人が主張するように集金人を通して納付していたと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間後、約37年間の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、加入手続後においては、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和39年3月から同年12月までの期間について、上記1で述べたとおり、申立人の国民年金の加入手続は、42年4月以降に行われたと推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間であると考えられる。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和39年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年3月まで

私は、会社を退職して半年ぐらい経過した昭和58年3月ごろに、取引のある金融機関の職員から、今なら厚生年金保険加入期間と間を空けずに国民年金に加入できると聞き、私の妻が市役所の分室で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、加入当初に可能な限りさかのぼって納付した記憶があるが、何か月分かは憶えておらず、申立期間の一部は納付できなかったことしか思い出せない。

また、金融機関を通じて国民年金保険料の口座振替納付を申し込んだことを示す納付金口座振替納付書送付依頼書(控)を所持している。申立期間の保険料について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、加入当初に国民年金保険料を可能な限りさかのぼって納付したとしているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人に付与された国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された任意加入被保険者の加入状況等から、昭和60年11月ごろと推認できることに加え、申立人が申立期間当時居住していた市では、過年度納付用の納付書を社会保険事務所(当時)から預かっており、希望に応じて分割納付が可能な納付書も発行できたことが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、その時点で納付可能な58年10月から60年3月までの保険料をさかのぼって納付したと考えても不自然ではなく、申立期間の保険料の一部については納付することができなかったと述べていることとも矛盾しない。

また、申立人は、申立期間後、16年にわたる国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、加入手続後においては、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

- 2 一方、申立人は、昭和58年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたとしている。しかし、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、60年11月ごろと推認でき、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、申立人は、同年10月以前に国民年金に加入手続を行っていたとは考えにくく、申立期間のうち、57年10月から58年9月までの期間の保険料については、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、口座振替により納付したことを示す書類として、昭和57年12月8日付け及び61年4月1日付けで取引先の金融機関を通じて申し込んだとする当時居住していた市の納付金口座振替納付書送付依頼書(控)のコピー2通を当委員会に提出している。しかし、57年12月8日付けの当該依頼書については、国民年金保険料の欄に記載があるが、国民年金手帳記号番号は二重線で抹消されており、当該番号は申立人の妻のものであることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料の口座振替納付をしたことを示す書類とは考えられない。

もう一方の昭和61年4月1日付け納付金口座振替納付書送付依頼書(控)については、その記載内容からみて、正式な依頼書の控えと推認され、申立人は、当該依頼書により国民年金保険料の口座振替納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和57年10月から58年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4601

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から平成元年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になったときに、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私の母親が、母親自身と私の分を一緒に納付書により金融機関で納付していた。母親の家計簿には、当時、二人分の保険料を納付していた記録が残っており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、その母親が区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、その母親が、母親自身と申立人の分を一緒に納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、その母親は、申立期間の保険料を自分自身の分と一緒に納付していたと証言している上、その母親が所持する昭和 60 年 12 月から平成元年 12 月までの家計簿には、申立期間の各月に保険料として二人分の金額が記載されていることが確認でき、申立期間当時の申立人の家族の状況等をみると、申立人とその母親以外に保険料を納付していた者はいなかったと考えられることから、当該家計簿に記載された保険料は、申立人及びその母親の申立期間の保険料であったと考えるのが相当であり、申立人の母親は申立人が 20 歳に達したころ、申立人の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人の母親の家計簿には、昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間について、2 か月ごとに二人分の国民年金保険料を納付した記載があり、当時、申立人の居住していた市では、2 か月単位で保険料を収納していたことが確認できることから、母親の家計簿の記載内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められ

る。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとされている上、昭和 43 年 6 月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4602

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 6 月に勤務先を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、納付書により自宅近くの郵便局で納付していた。被用者年金の被保険者ではなくなったことから、国民年金の加入手続を行った後、未納が無いように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月に勤務先を退職し、被用者年金の被保険者ではなくなったことから、国民年金の加入手続を行った後、未納が無いように国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確である上、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間当時には既に払い出されていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は無く、加入手続を行ったにもかかわらず保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を 60 歳に到達するまですべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、20歳になったころは国民年金に加入していなかったが、自宅に来ていた集金人に国民年金への加入を勧められ、昭和42年ごろに町役場で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、町役場の窓口又は金融機関で、さかのぼってまとめて申立期間①の保険料を納付した。

また、申立期間②については、口座振替により国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、国民年金加入手続後に町役場の窓口又は金融機関でさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年8月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間①の保険料は過年度納付により納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②について、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②後の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ9か月及び3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月から 50 年 7 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 8 月、区役所で国民年金の任意加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が納付していたが、保険料の月額及び納付場所の記憶は無い。未納が無いように納付してきたはずなので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、経済状況に特段の変化は認められないことから、保険料を納付するのが困難であったとは考えにくく、12 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和 47 年 8 月に国民年金に任意加入してから、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、前納により保険料を納付している時期もあること、及びその後の種別変更手続等を適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったと認められる。

2 一方、申立人が所持している年金手帳及び特殊台帳には、申立期間①を含む昭和 48 年 11 月から 50 年 8 月まで居住していた区の記載が無いこと、申立人は、48 年 11 月に転居先の区で国民年金の住所変更手続を行ったという記憶が曖昧であること、及びその後の 50 年 8 月に転居先の市で申立人

が同年同月から 51 年 7 月までの国民年金保険料を前納により納付した時点においては、転居前の区を管轄する社会保険事務所（当時）から転居先の市を管轄する社会保険事務所への台帳移管が 53 年 2 月となっており、同市が、申立期間①の保険料の納付状況を的確に把握できなかつたため、申立人に対して保険料の納付書が送付されなかつた可能性が高く、当該期間の保険料を納付することができなかつたと考えるのが自然である。

ちなみに、申立期間①直前の昭和 49 年 5 月から同年 7 月までの期間について、特殊台帳から、申立人は、48 年 8 月に国民年金保険料を 1 年前納により納付していることが確認できる。しかし、同年同月から 49 年 7 月までの前納した保険料については、同年 1 月から、保険料月額が 550 円から 900 円へ改定となったことに伴い、前納により納付した保険料のうち、同年 1 月から同年 7 月までの保険料については、同年 1 月から同年 4 月までの保険料として充当されることになり、同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月分の保険料については、新たに追加納付をすることが必要となったものの、追加納付がされないまま消滅時効を迎え、「みなし免除」とされている。このことも上述のとおり、申立人の住所記録が把握されていなかつたためと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間、61 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までの期間及び 5 年 4 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで  
④ 平成 5 年 4 月から 6 年 3 月まで

私は、昭和 54 年ごろ転居した際に、市役所の職員に指導されて、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、未納となっていた保険料をさかのぼれる分だけまとめて納付した。その後、56 年 11 月に結婚してから平成 7 年ごろまでは、私の妻が取引先の金融機関で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 54 年ごろに国民年金の加入手続を行い、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼれる分だけまとめて納付したと主張しているところ、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、同年 2 月ごろと推認でき、その時点では申立期間①の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、納付済みとされている申立期間①直後の 53 年 4 月以降の保険料額よりも安価であるとともに、申立期間①は 15 か月と比較的短期間であることから、申立人が申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間①直後の

昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの保険料は、当初未納とされていたが、平成 19 年 11 月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

2 申立期間②、③及び④の国民年金保険料について、申立人は、その妻が、取引先の金融機関で納付していたと主張しているところ、その妻が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、その妻は、「私は、夫（申立人）の保険料を平成 7 年ごろまでは未納が無いように納付していた。」旨証言している。

また、申立期間②、③及び④の前後の期間の国民年金保険料はそれぞれ納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及びその妻の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立期間②、③及び④は、それぞれ 3 か月、12 か月及び 12 か月と短期間であることから、途中の申立期間②、③及び④の保険料が未納とされているのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 4606

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで

私は、国民年金制度が創設された当時、勤務していた会社の社長の妻に勧められ、会社の同僚と一緒に国民年金に加入することにした。国民年金保険料の納付については、会社に集金人が来た際、1 か月 100 円を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設当時、会社の社長の妻から勧められて国民年金に加入し、同僚と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンラインシステムに申立人のものと思われる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが判明し、その手帳記号番号のオンライン記録では、昭和 35 年 10 月に国民年金被保険者資格を取得している上、その手帳記号番号の前後の番号の被保険者は、当時勤務していた会社の社長及び同僚であることが確認でき、それぞれ 36 年 4 月から保険料が納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の被保険者台帳に記載されている氏名が誤記載されており、オンライン記録によると、平成 10 年 5 月に氏名が訂正されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額と一致している上、申立期間後に未納は無く、申立期間は 1 回、かつ 13 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4607

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 43 年に自営業を始めたので、諸手続のために区役所へ行った際に、区役所の職員から国民年金の加入に関する書類をもらったので、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を納付していたはずである。妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、「国民年金は将来の生活に大切であると考えていたので、とにかく未納が無いように夫婦二人分の保険料を納付していた。」旨証言しており、その妻は、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳管理簿及び国民年金被保険者台帳には、申立人の氏名の誤記載が散見される上、申立期間に近接する昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、当初未納とされていたが、申立人が居住していた区が保管する国民年金被保険者名簿により平成 21 年に未納から納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性があるとともに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 11 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、区役所の窓口又は郵便局で、納付書により 2 か月ごとに、1 万 1,000 円ぐらいを納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所又は郵便局で、2 か月ごとに 1 万 1,000 円ぐらいを納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は、申立期間当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、その保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致するとともに、申立人が当時居住していた区では、2 か月単位で保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 8 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年2月6日に船員保険被保険者の資格を取得し、21年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を19年2月6日に、同資格の喪失日に係る記録を21年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年2月から20年3月までは75円、同年4月から21年3月までは140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年6月ごろから21年4月1日まで

私は、昭和18年4月からG所に勤務していたが、父親が病気になったので退職し、同年6月ごろにC市に事務所があったB社に入社した。申立期間が船員保険の被保険者期間として欠落しているとのことだが、船舶F（船舶所有者がA氏からB社に変更。）に乗り、D地区でH商品を積みE地区まで運搬していたので、船員保険料は控除されていたはずであり、納得がいかないため記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年2月6日から21年4月1日までの期間について、申立人に係る船員保険被保険者臺帳（旧台帳）において、申立人は、A氏所有の船舶Fにおいて19年2月6日に船員保険被保険者の資格を取得している旨の記載が確認できる。

また、上記の被保険者臺帳には、資格喪失日の記載が無く、A氏に係る船員保険被保険者名簿が見当たらないことから、社会保険庁（当時）において、申立人の記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間及びその後の期間においても、D地区でH商品を積みE地区まで船舶Fで運搬していたとしているところ、申立人は

昭和 21 年 4 月 1 日に B 社所有の船舶 F において船員保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録から確認できることから、申立人の主張には信ぴょう性があり、申立人が当該期間に A 氏所有の船舶 F に乗っていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 2 月 6 日に船員保険被保険者資格を取得し、21 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者臺帳（旧台帳）から、昭和 19 年 2 月から 20 年 3 月までは 75 円、同年 4 月から 21 年 3 月までは 140 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 6 月ごろから 19 年 2 月 6 日までの期間について、申立人は、船員手帳を所持していないため、当該期間に船舶 F に乗っていたことが確認できない上、当該期間における船長及び同僚を記憶していないため、勤務実態についての供述が得られない。

また、船舶所有者の A 氏の連絡先が不明であるため、当該期間に係る勤務実態及び保険料控除についての供述が得られない上、B 社は、「保管する船員名簿及び船員保険被保険者票を調べたが、申立人の記録は確認ができなかったとしており、勤務実態及び保険料控除は不明である。」と回答している。

さらに、上記被保険者臺帳によると、申立人は、A 氏所有の船舶 F において昭和 19 年 2 月 6 日に船員保険被保険者の資格を取得しており、それ以前の船員保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年12月1日から23年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を21年12月1日に、同資格の喪失日に係る記録を23年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月1日から23年8月15日まで  
② 昭和23年8月15日から24年10月1日まで  
③ 昭和24年10月1日から25年8月1日まで

私は、昭和21年12月1日から25年7月31日までA社、B社及びC社に継続して勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る勤務辞令及びその後に勤務したD社の人事経歴書(申立期間の勤務経歴が記載されている)を保管しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務に係る詳細な記憶、申立人が保管するD社の人事経歴書及びE社の人事経歴書から、申立人が当該期間に継続してA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の記憶及び同僚の証言によるA社の従業員数と同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致する上、同僚による「勤務していた人の全員が本採用で厚生年金保険に加入していた。臨時職員はいなかった。」旨の証言から、当時、同社のほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、上記の被保険者名簿には証言のあった同僚の氏名及び申立人が記憶する上司の氏名が有る。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管するD社の人事経歴書から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在が不明であり、照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているものと思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年12月から23年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③について、申立人の勤務に係る詳細な記憶、勤務辞令、D社の人事経歴書及びE社の人事経歴書から、申立人が当該期間にB社及びC社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、B社及びC社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、B社及びC社に勤務していた同僚の所在が確認できず、申立人の当時の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、F社から、申立人は現事業所の前身であるG社の合併前の退職者であることから、当時の資料が無く不明との回答を得た。

加えて、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年9月1日まで

私の被保険者記録照会回答票では、昭和30年12月1日から31年8月31日までA社で働いた9か月間の被保険者記録が欠落している。私の記憶では、当該期間中に失業をしたことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった日（以下「新適日」という。）は昭和30年12月1日と記載されており、同日に申立人を含む31名が被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、上記の31名のうち、申立人を含む9名は、資格取得日の記録を取り消され、22名については、資格取得日の記録を昭和32年4月1日に訂正されていることが確認できる。

上記の資格取得日の取消し及び訂正について、年金事務所は、「このような処理をした経緯は不明である。」と回答している。

また、上記の31名のうち2名は、オンライン記録では、A社B支店に

おける資格取得日が昭和30年12月1日となっており、このことについて当該2名は、「社会保険事務所に訂正してもらった。」旨を供述している。

さらに、同僚は、「総務担当者が、会社の方針で全員厚生年金保険に加入することになったと話していたので、全員加入していると思う。」と供述している。

これらのことから、社会保険事務所が資格取得日の取消し及び訂正を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は、有効な処理とは認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得取消処理前の昭和30年12月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日、同資格の喪失日に係る記録を23年11月15日とし、申立期間の標準報酬月額については、21年4月から22年5月までは180円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは1,500円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年11月15日まで

私は、終戦後の昭和21年春ごろから23年の暮れごろまで、B市にあったC業のD社（後に、A社に社名を変更。）に勤めていたが、同社が倒産したため、退職することになった。当時は80人ぐらい従業員がいた会社で、厚生年金保険に加入していなかったとは考えられないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述及び申立人がE社に提出した昭和34年9月に作成した履歴書から、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことが認められる。

一方、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、同社は昭和20年5月24日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿には、A社が適用事業所でなくなったのは、事業主の届出によらず社会保険事務所（当時）の権限において行った処理（以下「認定全喪」という。）による旨が記載されているとともに、事業所記号順索引簿から、当初、昭和23年11月15日と記載されていた同社の全喪日を20年5月24日に訂正していることが確認できるが、申立人の供述により、申立期間において同社が当時の厚生年金保険法に定

める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が当該認定全喪をする合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が自身と同様の業務を行っていたとする同僚は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記載から、D社において、昭和20年11月26日に被保険者資格を取得し、23年11月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿は、上記の同僚の氏名が記載されていない上、昭和20年4月15日に資格を取得した者を最後に資格取得者は無く、同年5月24日以降の資格喪失者も記載されていない。加えて、事業所名称がD社ではなく、社名変更後のA社となっていることから、23年11月15日以降に更新された被保険者名簿であると考えられるが、更新前の被保険者名簿については保管されていない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日、同資格の喪失日に係る記録を23年11月15日に訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和21年4月から22年5月までは180円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは1,500円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年3月29日から同年7月13日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、H社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年7月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年ごろから29年ごろまで  
② 昭和29年ごろから30年ごろまで  
③ 昭和39年ごろから40年ごろまで  
④ 昭和41年ごろから42年ごろまで  
⑤ 昭和43年1月ごろから同年6月ごろ  
⑥ 昭和44年1月ごろから同年7月ごろ  
⑦ 昭和45年1月ごろから同年2月2日まで  
⑧ 昭和45年3月29日から同年7月13日まで

夫は、季節労働者として複数の事業所に勤務していた。

まず、昭和28年ごろから29年ごろまでB社C鉱業所に勤務した。

また、昭和29年ごろから30年ごろまではD社又はE社、39年ごろから40年ごろまではE社、41年ごろから42年ごろまではD社又はE社がそれぞれ施工したJ工事などに従事したことがある。

さらに、昭和43年から45年までの毎年1月から6月又は7月ごろまで、F社（現在は、G社）に勤務し、F社が交付した感謝状も保管している。

上記の期間のうち、昭和45年2月2日から同年3月29日までの期間がA社に係る厚生年金保険の被保険者期間となっているものの、それ以外の期間は、被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認

めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤から⑧までについて、申立人が保管しているF社が発行した感謝状及び同郷の同僚の供述から、申立人が同社に関連する炭鉱に勤務していたことが認められる。なお、当時の同僚は、「F社が元請であり、A社は下請の関係にあった。」と供述している。

このうち、申立期間⑧については、申立人はその直前の昭和45年2月2日から同年3月29日までの期間に、A社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、同社において申立人と同様に同年2月2日に資格を取得している被保険者は42名確認できる。当該42名のうち当時の状況を聴取することができた8名の同僚は、申立人と同郷の者であり、申立人と同一の感謝状を保管している者も見受けられ、当該42名の中には前記8名のほかにも申立人と同郷であると推認できる者が多数含まれているとともに、申立人の妻が「同郷からは、何十人もの人が勤務していた。」と供述していることも踏まえると、上記42名は、申立人と業務内容及び勤務形態が同一であった同僚と推認できる。上記同僚42名のうち、45年7月中に資格を喪失している被保険者は35名見受けられ、同年6月中に資格を喪失している被保険者が2名いるが、それより前に資格を喪失している被保険者は申立人のみである。

また、上記の同郷の同僚は、「帰郷したのは、6月から7月ごろであった。」と述べており、その勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致しているところ、申立人が保管する感謝状の発行日は昭和45年7月12日となっており、申立人は同日まで勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間⑤から⑦までについて、G社は、「当社では、申立期間において季節労働者を直接雇用していなかったものと思われる。また、感謝状にあるとおり、申立人はI作業を行う請負会社に在籍していたものと思われることから、当社で厚生年金保険に加入することはなかったと考える。」と回答している。また、H社は「申立人に係る人事記録は、保管していない。また、申立期間当時、当社では、季節労働者などの現地における臨時の労働者には、雇用保険のみ加入させ、健康保険及び厚生年金保険は加入させない取扱いをしていたものと思われる。」と回答している。

また、申立期間⑤から⑦までの期間に、同郷の者を季節労働者としてF社に関連する炭鉱へ引率していた者は、「季節労働者として複数回にわた

り勤務したが、通常は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立期間⑤から⑦までについては、申立人と同郷である複数の同僚が、昭和43年1月から同年7月ごろまでの期間、44年1月から同年7月ごろまでの期間及び45年1月ごろにF社に関連する工事現場に勤務していたと述べているところ、いずれの同僚も厚生年金保険の被保険者となっていない。また、同僚の中には、当該期間に国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料を納付している者も見受けられる。

このほか、申立人の申立期間⑤から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑧の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①から④までについて、申立人は、B社C鉱業所及びD社又はE社が施工するJ工事などに、季節労働者として勤務していたと述べている。

しかし、上記の3社には、申立人に係る人事記録及び保険料控除を確認できる賃金台帳等は保管されていない。

また、B社及びD社は、「申立期間において、当事業所の工事に従事した季節労働者に係る厚生年金保険の加入状況は、下請事業所に所属していた場合も含めて不明である。」と回答しており、申立期間に上記2社で厚生年金保険の被保険者となっている正社員は、「季節労働者は、当事業所では厚生年金保険には加入していなかったものと思われ、下請事業所に所属していた場合も通常は加入しないものと思われる。」と供述している。

さらに、E社は、「申立期間において、当事業所の工事に従事していた季節労働者は、下請事業所に所属していた場合も含めて、厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間③及び④において従事した工事の一部につ

いて、K社が施工していた可能性がある」と述べているところ、同社は、「申立人に係る人事記録は、保管していない。また、当事業所の工事に従事していた季節労働者は、厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。」と回答している。

また、申立人と同郷で申立期間における季節労働者の労働状況を知る者は、「J工事などに参加した季節労働者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和36年4月から43年3月まで国民年金の被保険者となっており、申立期間③に相当する38年度は12か月間、39年度は9か月間の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年1月13日に、B事業所における同資格の取得日に係る記録を36年5月19日に、B事業所における同資格の喪失日に係る記録を45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年1月は1万8,000円、36年5月は2万6,000円、45年3月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月13日から同年2月1日まで  
② 昭和36年5月19日から同年6月1日まで  
③ 昭和45年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和27年10月22日にC社に入社してから47年2月末日まで、F業務に従事してきた。途中、人事異動により、A事業所、B事業所と何度も事業所が変わったが、途中で退職することなく継続して勤務してきた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C社の在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立てに係る関連法人に継続して勤務し（昭和35年1月13日にD事業所からA事業所に異動、36年5月19日にE事業所からB事業所に異動、45年4月1日にB事業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所におけ

る昭和 35 年 2 月のオンライン記録から 1 万 8,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 事業所における 36 年 6 月のオンライン記録から 2 万 6,000 円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の B 事業所における 45 年 2 月のオンライン記録から 8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効による消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を41年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年1月10日まで

55歳到達時に年金額の試算をした際、A社に昭和40年4月1日に入社し41年5月5日まで勤務していたにもかかわらず、40年10月1日から41年1月10日までの厚生年金保険被保険者記録が無いことに気づき、社会保険事務所(当時)に調査を何度も依頼したが、当該期間は記録に無いとの回答であった。しかし、当時の日記に当該期間に継続して勤務していた記載があり、同社に勤務していたことは確かなので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「従業員異動ノート」、同僚の証言及び申立人が提出した申立期間当時の日記の記載内容から判断すると、申立人がA社に継続して勤務(昭和40年10月1日に同社本社から同社B工場に異動、41年1月10日に同社B工場から同社本社に異動)していたことが確認できる。

一方、事業主は「資料は無いが、当時、各事業所において、3か月後に資格を取得する処理を行っていたことから、申立人については、給与から保険料を控除していなかった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、A社B工場におけるすべての厚生年金保険被保険者625名を調査したところ、昭和36年6月から44年

5月までの期間において同社本社から同社B工場に異動した者は、48名確認できるが、そのうちの37名は被保険者資格が継続している。また、残りの11名については、それぞれ、同社本社の資格を喪失してから1日から54日後に同社B工場の被保険者資格を取得しており、被保険者期間に空白が生じているものの、空白期間は被保険者によって異なっている。これらのことから、同社B工場が異動した者について、3か月後に被保険者資格を取得させる取扱いを行っていた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和40年10月1日の定時決定の記載及び41年1月の再取得時の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年4月1日まで

私は、A社から同系列のB社に出向したが、昭和48年10月1日から49年4月1日までの6か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間については、A社に継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年10月1日に、A社からB社に在籍出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和49年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年10月1日までの期間について、A社（現在は、B社）D部の事業主は、申立人が同年4月1日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、360円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年1月17日から同年2月6日まで  
② 昭和18年3月25日から同年6月14日まで  
③ 昭和18年9月3日から同年12月15日まで  
④ 昭和19年7月19日から同年10月15日まで  
⑤ 昭和21年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和16年1月から終戦後まで同一事業所に在籍し、全期間にわたり船員保険料を給与から控除されていたが、17年1月17日から同年2月6日までの期間、18年3月25日から同年6月14日までの期間、同年9月3日から同年12月15日までの期間及び19年7月19日から同年10月15日までの期間について、船員保険の被保険者期間となっていないことから、記録を訂正してほしい。

また、昭和21年4月からは、日本政府がE国から借り受けたC船に乗り、同年12月までF業務に従事した後、22年1月に同船をE国に返還輸送し同年7月に帰国したが、21年4月1日から同年10月1日までの被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、オンライン記録では、申立人のA社D部における被保険者期間は、昭和21年10月1日から25年4月1日までの期間とな

っており、申立期間⑤は被保険者期間となっていない。

しかしながら、オンライン記録から、昭和21年4月1日から24年1月1日までA社D部において被保険者となっている同僚は、申立人を鮮明に記憶しているところ、申立人と共に21年4月からC船に乗り、F業務に従事したと述べている。

また、申立人は、「当時、疫病が蔓延し、上陸が許可されず、沖合に隔離された。」と供述しているが、これは当時の時事記録と一致しており、これらのことから、申立人が申立期間⑤においてA社D部に勤務していたことが認められる。

一方、A社D部に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日及び資格喪失日は記載されておらず、「昭和21年10月1日移管」の表示のある上、同年11月1日に標準報酬月額が変更された記録が確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を21年10月1日と届け出たとは考え難い。

また、上記被保険者名簿には、「昭和21年10月1日移管」との表示があることから、移管後の被保険者名簿であると考えられるが、事務センターは、「移管前の被保険者名簿は保管されていない。」と回答している。

さらに、上記の同僚は、上記被保険者名簿において、申立人と同様に資格取得日及び資格喪失日の記載が無いものの、オンライン記録においては、昭和21年4月1日から24年1月1日までの被保険者記録が確認できる。また、申立人の記憶するC船の船長は、上記被保険者名簿において氏名の記載が無いものの、オンライン記録においては、20年4月1日から27年3月1日までの被保険者記録が確認できる。このようなことから、社会保険事務所において、A社D部に係る年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤において船員保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社D部における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和21年4月1日であると認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人のA社D部における昭和22年10月の社会保険事務所の記録から、360円とすることが妥当である。

一方、申立期間①から④までについて、申立人はそれぞれの船舶に乗船後の下船中であったと述べていることから、船員保険法の予備船員であったと考えられるところ、当時は、予備船員が船員保険の強制被保険者とされる制度が創設（昭和20年4月1日）される前の期間である。

また、B社は、当時の資料は保管していないと回答しているほか、申立人の申立期間①から④までにおける船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から④までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年12月1日から25年10月1日までの期間について、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年10月1日と認められることから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年12月から24年4月までは2,700円、同年5月から25年9月までは7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで  
② 昭和23年12月1日から25年10月1日まで

私は、A社B事業所に昭和19年1月21日に入社し、58年1月30日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、19年6月1日から同年10月1日までの期間及び同社C事業所に転勤となった23年12月1日から25年10月1日までの期間が欠落している。厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人の供述から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社B事業所での資格喪失日は、昭和23年12月1日と記載されているにもかかわらず、26年5月及び27年8月に定時決定が記録されている。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が、23年12月1日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において申立人に係る被保険者記録が適正に管理されていたとは考え難く、事業主は昭和

25年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、A社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る記録から、昭和23年12月から24年4月までは2,700円、同年5月から25年9月までは7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証から、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和19年6月1日であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法においては、資格関係等の規定が昭和19年6月1日施行、保険給付及び費用の負担に関する規定が同年10月1日施行であったことから、保険給付及び費用の負担に関する規定の施行前は、厚生年金保険料は徴収しない期間であり、法附則第73条の規定により同年6月1日から同年9月30日までは、厚生年金保険の被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年7月4日までの期間及び38年11月26日から45年5月26日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月26日から27年6月1日まで  
② 昭和27年6月1日から29年11月1日まで  
③ 昭和29年11月1日から31年3月7日まで  
④ 昭和31年12月25日から33年7月22日まで  
⑤ 昭和34年4月1日から同年7月4日まで  
⑥ 昭和38年11月26日から45年5月26日まで

厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①から④までについては、昭和33年12月22日に、また、申立期間⑤及び⑥については、45年11月11日にそれぞれ脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。しかし、いずれの脱退手当金も受給した覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤及び⑥について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後20名のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者は申立人を含めて2名で、支給記録のある者は申立人のみであり、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間⑤と⑥の間において、申立人が勤務したB社及びC社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、未請求期

間である両社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている被保険者期間でありながら、請求期間と未請求期間があることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤及び⑥に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①から④までについて、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていた4社にわたる申立期間の支給月数及び脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和20年8月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月1日から同年8月19日まで

私は、昭和17年12月から20年8月18日まで、A社でB職として勤務していた。厚生年金保険の記録では、同年2月1日から同年8月19日までの被保険者記録が欠落している。同年8月18日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の社員証及び昭和25年2月24日付けの履歴書から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所に入社してから退職するまでの期間、勤務形態及び業務内容に変更は無かったとしている。

さらに、複数の同僚は、「在籍期間と厚生年金保険被保険者期間とは合致している。」としており、勤務が継続しているにもかかわらず厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする者は申立人のほかに確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年4月から11年3月までは20万円、同年4月から同年7月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年8月21日まで

平成20年11月ごろに社会保険事務所の職員から説明を受け、申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって9万2,000円に減額されていることを知った。私は、営業職の一般従業員で、申立期間の給与は20万円程度であった。当時の給与明細書等が無いので、はっきりとは分からないが、実際の給与額に見合った厚生年金保険料を控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から11年3月までは20万円、同年4月から同年7月までは9万8,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年1月31日）の後の12年3月28日付けで、さかのぼって9万2,000円に引き下げられている上、事業主についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が、「申立人の仕事は営業であり、給与や社会保険関係事務の担当者は女性だった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年4月から11年3月までは20万円、同年4月から同年7月までは9万8,000円と訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成11年4月から同年7月までの標準報酬月額について、申立人は、減給された記憶は無く、給与は20万円程度であったと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、上記訂正処理前においてもA社のすべての被保険者に係る標準報酬月額が9万8,000円とされている上、複数の同僚に照会したものの、厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を保管している者はおらず、1名が、「当時会社から、社会保険庁（当時）と話し合っ、標準報酬月額を意図的に低い額にする旨の説明があり、標準報酬月額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を控除されていた。」と証言していることから、申立人は、当該期間について、20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月20日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月20日から同年6月1日まで  
② 昭和48年1月1日から同年6月1日まで

私は、昭和42年4月にA社B事業所に入社し、43年6月ごろに同社C事業所へ転勤したが、そのころの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、同社退社後、48年1月にD社に入社し、同年3月に同社E支店へ赴任した。ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社における被保険者資格の取得日が同年6月1日となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年5月20日に、同社B事

業所から同社C事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、D社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された旅券の記録から、昭和48年3月にEへ赴任していることが確認できるところ、同年5月にEへ赴任した同僚は、D社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、昭和48年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和48年1月1日から同年4月1日までの期間について、オンライン記録から、D社は同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、D社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得

している被保険者は、全員が関連会社からの出向者であるため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる供述を得ることができない。

このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から同年9月までは22万円、同年10月から59年7月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月1日から59年8月22日まで

私は、昭和56年5月ごろから同年12月ごろまでA社の請負として、B地区でD業務に従事していた。その後、同社のC課長の紹介で、57年4月1日から同社で正社員のE職として勤務していた。同社の経歴書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の経歴書、申立人が記憶する直属の上司及び申立人と同一の業務に従事していた同僚の証言から、申立人が昭和57年4月1日から同社に入社し、正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、A社では入社と同時に厚生年金保険に加入していたと証言している上、上記の申立人と同一の業務に従事していた同僚には、入社直後から厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一の業務に従事し、生年月日が近い同僚の記録から、昭和57年4月から同年9月までは

22 万円、同年 10 月から 59 年 7 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も亡くなっているため、事業主に確認はできないが、仮に、事業主から申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の申立期間に係る資格取得の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 4 月から 59 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年11月10日から同年12月29日までの期間について、事業主は、申立人が同年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月10日から同年12月29日まで  
② 昭和34年4月1日から同年11月15日まで  
③ 昭和35年12月30日から36年2月1日まで

私は、昭和31年11月10日から同年12月28日まで、A社に勤務していた。また、B社には、34年4月1日に入社し、37年6月末まで継続して勤務していたが、34年4月1日から同年11月15日までの期間及び35年12月30日から36年2月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和31年11月10日、資格喪失日は同年12月29日）が確認できる。

また、申立人が記憶している事業主の氏名及びA社の所在地が、上記被保険者名簿に記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和31年11月10日に厚生年金保険被保険者資

格を取得し、同年 12 月 29 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、4,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚が申立人と同一事業所内で当該期間と一緒に勤務していたと証言していることから、申立人が当該期間において B 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人と同様に、定時制高校に通いながらのアルバイト勤務だったとする別の同僚は、昭和 33 年 11 月に入社したと述べているが、オンライン記録によると、この同僚が被保険者資格を取得したのは、34 年 1 月 5 日となっており、このことについて当該同僚は「B 社では、アルバイトは、臨時職員とは違い、一定の試験結果及び勤務実績を踏まえ、厚生年金保険に加入させたのではないか。」と供述している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 34 年 11 月 1 日には 117 名が、同年 11 月 15 日には申立人を含む 129 名が被保険者資格を取得していることから、事業主は一定期間に採用した者をまとめて厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿の記録によると、申立人の B 社に係る厚生年金保険資格取得日は、昭和 34 年 11 月 15 日と記載されていることが確認できる。

加えて、B 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 34 年 11 月 15 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致している。

申立期間③について、申立人は、当該期間に B 社に継続して勤務していたと主張している。

しかし、B 社が保管する「退職者名簿」では、申立人の退職日が昭和 35 年 12 月 29 日となっており、退職理由欄には「期間満了」と記載されていることが確認できる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 35 年 12 月 30 日に資格を喪失し、36 年 2 月 1 日に資格を再取得している同僚が 25 名おり、申立人と同様に被保険者期間に欠落期間があることが確認できる。

さらに、B 社が保管する年金記録台帳において、申立人の同社における最初の資格喪失日は昭和 35 年 12 月 30 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日と一致している。

加えて、B 社が保管する被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知

書では、申立人は昭和 36 年 2 月 1 日に被保険者資格を再取得した際、新たな健康保険被保険者証の番号で資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同様に欠落期間のある同僚複数名に照会したが、当該期間の保険料控除に関する証言及び資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年8月8日から同年9月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年8月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和47年10月10日から同年11月10日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月8日から同年9月1日まで  
② 昭和47年10月10日から同年11月10日まで

私は、A社及びその関連会社に昭和26年8月8日から60年3月31日まで継続して勤務していたが、26年8月8日から同年9月1日までの期間及び47年10月10日から同年11月10日までの期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が保管している申立人に係る履歴簿において、申立人が昭和26年8月8日からA社に事務職として勤務していることが確認できる。

また、申立人の申立期間①と被保険者記録のある期間において業務内容

及び勤務形態に特段の変更は見られないことが上記履歴簿において確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚6名について入社日と被保険者資格取得日を調査した結果、事務職の3名全員については入社日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが同僚の供述及びオンライン記録で確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記の履歴簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年11月10日に、同社B工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社B工場における昭和47年9月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月30日から7年4月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月16日であると認められることから、申立人に係る同資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年8月30日から同年11月5日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月30日から7年4月16日まで  
② 平成7年4月16日から13年8月30日まで  
③ 平成13年8月30日から同年11月5日まで

私は、平成元年5月にA社に入社して以来、14年12月28日に退職するまで継続して勤務していた。年金事務所から連絡があり、6年4月30日から7年4月16日までの期間及び13年8月30日から同年11月5日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している事に気が付いたので、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、平成6年4月から13年10月までの期間、給料は毎月16万4,500円の変動が無かったにもかかわらず、申立期間②の標準報酬月額が15万円となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、平成7年4月15日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が平成6年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が、7年4月6日に行われており、同日において、申立人について、6年10月の標準報酬月額算定基礎の取消処理及び同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、平成6年10月の標準報酬月額算定基礎の取消処理及び同年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理が7年4月6日に行われている者が申立人のほかに7人（うち2人は健康保険の被保険者資格のみ喪失）存在しており、かつ、商業登記簿謄本や雇用保険の記録からもA社が当該期間において廃業していた事実は確認できず、6年4月30日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が、適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である7年4月16日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の処理前の記録から、16万円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間③において継続してA社の関連会社であるB社に勤務していたことが確認できる上、申立人から提出された平成13年分の源泉徴収票に記録されている社会保険料等の金額から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における平成13年7月のオンライン記録から15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行ったと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人が提出した源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額から、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、B社に係るオンライン記録から、申立人の平成7年から13年までの期間において、標準報酬月額について訂正等の記録は確認できない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から59年4月2日まで

私は、昭和55年5月にB社（現在は、C社）に入社し、平成20年9月末に退職するまで同社のグループ企業に勤務した。ねんきん特別便を見て、同社から関連会社のA社に異動した昭和58年8月1日から59年4月2日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることを知った。この間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、申立人の上司及び同僚の証言により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和58年8月1日に、B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、昭和59年4月1日までは厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は58年5月20日に法人として設立登記されている上、申立人及び複数の同僚は、当時社員は30名程度いたと述べていることから、同社が申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年5月1日から同年8月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を2万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和35年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社労働組合における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月1日から35年8月31日まで  
② 昭和35年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和29年6月14日にA社に入社し平成8年2月1日まで厚生年金保険に加入していたが、年金記録を確認したところ、昭和34年5月1日から会社を休職して労働組合のB職として専従役員となった時期の標準報酬月額が低く記録されていると思う。また、専従役員の任期満了である35年8月31日まで労働組合で勤務し同年9月1日にA社に復職したのに同年8月の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが判明した。標準報酬月額と、欠落している被保険者期間について調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間①の標準報酬月額は1万8,000円と記録されている。この金額については、申立人の資格取得時である昭和34年5月1日における厚生年金保険の標準報酬月額の上限額が1万

8,000 円であったことによる。

しかしながら、昭和 35 年 3 月 31 日に公布された厚生年金保険法の改正により標準報酬の最高額が引き上げられ、厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は 3 万 6,000 円に変更された。「厚生年金保険法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 35 年 5 月 4 日付け保険発第 39 号厚生省保険局長から都道府県知事あて通牒）によると、「昭和 35 年 4 月における標準報酬月額が 1 万 8,000 円である被保険者について行う新標準報酬月額の決定は、その者が、健康保険の被保険者であるときは、その者の同年 5 月における健康保険の標準報酬の基礎となった報酬月額を改正法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。」こととなっていることに伴い、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額についても健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書では、35 年 4 月 1 日に 2 万 4,000 円となっている上、A 社労働組合に係る事業所別被保険者名簿も、2 万 4,000 円となっていることが確認できる。

また、A 社労働組合が保管する昭和 35 年 8 月分の諸給与支払内訳明細書から標準報酬月額が 2 万 4,000 円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できることから、上記の厚生年金保険法の改正が施行された同年 5 月においては、社会保険事務所は通牒における処理を行い、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は 2 万 4,000 円と決定し、納入告知についても行っていたと考えられる。

さらに、申立期間当時 A 社労働組合に勤務し昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の標準報酬月額が上限の 1 万 8,000 円であった複数の同僚についても、同年 8 月分の諸給与支払内訳明細書から 2 万 4,000 円又は 2 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、同僚のオンライン記録は同年 5 月 1 日付けで標準報酬月額の記録が 2 万 4,000 円又は 2 万 8,000 円となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、オンライン記録への切替え時に、昭和 35 年 5 月 1 日付けで標準報酬月額 2 万 4,000 円の記録が行われなかったものと考えられ、当該期間に係る標準報酬月額は、前記の事業所別被保険者名簿から 2 万 4,000 円と訂正することが必要である。

申立期間②について、A 社労働組合が保管する申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は昭和 35 年 8 月 31 日、喪失原因は「元の職場に復帰」となっていることから、申立人が、専従役員の期間満了である同年 8 月 31 日まで同社労働組合に勤務していたことが認められる。

また、A 社労働組合は、申立期間当時の賃金台帳に当たる昭和 35 年 8 月分の諸給与支払内訳明細書を保管しており、申立期間②に係る保険料を給与から控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 8 月の諸給与支払内訳明細書の厚生年金保険料の控除額から 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社労働組合が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格喪失日が昭和 35 年 8 月 31 日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日（昭和44年10月1日）及び同資格の取得日（45年2月3日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年2月3日まで

私は、A社に昭和43年10月1日に入社し、平成10年10月1日に退社した。しかし、その期間のうち、昭和44年10月1日から45年2月3日までの期間は、船員保険及び厚生年金保険のどちらの被保険者にもなっていない。当該期間は、同社の系列会社であるC社が所有するD船に乗っていたことが就労記録で確認できるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する就労記録から、申立人は申立期間において、A社との雇用契約を継続したまま同社からC社の所有するD船にE職として派遣されていたものと認められる。

また、申立人が乗船したD船のE職の前任者であり、派遣元及び派遣先も申立人と同一である同僚は、船員保険の被保険者記録は派遣元のA社で継続していることが確認できる。

さらに、B社及びC社の担当者は「職名がE職であれば、船員保険に加入する。」と回答し、前記の同僚も「乗船であれば、船員保険に加入する。」と供述している。

加えて、C社の担当者は、「昭和40年代の賃金の支払記録には申立人

の氏名は無い。したがって、賃金は派遣元のA社で支払われたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和44年9月及び45年2月のA社に係る船員保険被保険者名簿の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主の所在も不明であり確認はできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和44年10月から45年1月までの船員保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、平成18年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和56年6月1日に同社B支店から同社本社に転勤した時の同年5月31日から同年6月1日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落している。厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した人事記録カード、発令一覧及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（昭和56年6月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和56年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金被保険者資格の喪失日を昭和56年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所に、これを同年5月31日と誤って記録することは考え難いこと

から、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B部における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和40年4月1日に入社し、平成22年3月21日に退職するまで、支店間の異動はあったものの退職することなく継続して勤務していたが、同社C支店から同社B部に異動になったころの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、本来の記録の回復をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社B部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和42年3月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと推察するとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年7月31日まで

私は、A社に平成7年2月から8年7月まで勤務していた。勤務期間中の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、毎月の給与は約70万円と記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年7月31日）より後の平成8年8月9日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できるほか、代表取締役についても、申立人と同様の訂正処理がされていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「申立期間当時、社会保険料等の滞納があった。」と述べている。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役が「申立人は、社会保険の届出に関する権限を持っていなかった。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和36年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月14日から同年11月7日まで

私は、昭和34年4月1日から平成8年9月18日までA社に継続して勤務していたが、同社B支店に勤務していた期間のうち、昭和36年2月14日から同年11月7日までの厚生年金保険被保険者の記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された労働者名簿及びC健康保険組合から提出された被保険者情報から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年2月14日に、A社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和36年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が、申立人に係る申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得届やその後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会におい

ても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和 36 年 11 月 7 日を申立人の A 社 B 支店における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月から同年 10 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和41年4月にA社に入社し、2か月間の集合研修を受講後、同年6月に同社B事業所に配属されたが、私の厚生年金保険被保険者記録をみると、同年5月の記録が欠落している。継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録により、申立人は同社に継続して勤務し（同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事記録に、申立人の人事異動の日付が昭和41年6月3日と記載されていることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を、同社B事業所における資格取得日と同日である同年6月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月のオンライン記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が昭和41年5月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険

料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年10月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月から37年6月までは1万6,000円、同年7月から38年9月までは1万8,000円、同年10月から39年6月までは2万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月2日から39年7月1日まで

私は、昭和36年10月2日にA事業所に就職し、39年6月30日までB職として勤務していたはずなのに、当該期間のすべての厚生年金保険の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が相違する者が昭和36年10月2日に資格を取得し、39年7月1日に資格を喪失している未統合の記録が確認できる。

また、B事業所が管理する従業員登録票によると、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者が昭和36年10月1日にA事業所に雇用され、39年6月30日まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人が提出した、A事業所から昭和39年6月30日付けで発行された感謝状には「離職されるに当たり感謝状を送る。」と記載されている上、同事業所に厚生年金保険被保険者記録がある同僚が「申立人を知っている。同じ仕事をしていた。」と述べていることから、申立人が申立期間に同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、前記の記録は申立人の記録である

と考えられ、申立人が昭和 36 年 10 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 39 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録から、昭和 36 年 10 月から 37 年 6 月までは 1 万 6,000 円、同年 7 月から 38 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 39 年 6 月までは 2 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和21年7月27日に、同資格の喪失日に係る記録を22年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月27日から22年1月1日まで

私は、昭和21年7月27日から同年12月31日までA社所有のB船に乗っていた。船がドック入りのため、C県で下りた。船員手帳を保管している。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事の詳細な記憶及び申立人が保管する船員手帳から、申立人は、申立期間にA社所有のB船に乗り勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶する船員数と船員保険被保険者名簿の被保険者数はおおむね一致する上、申立人が記憶する同僚の氏名は同名簿に記録されていることが確認できることから、同社はすべての船員を船員保険に加入させていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する船員手帳に給料150円、手当100円と記録されていることから240円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かに

については、A社は既に解散している上、事業主の所在も不明であり確認はできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和37年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

私は、昭和35年3月から平成10年6月までA社に継続して勤務しており、途中で辞めたことは無い。

厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の記録が欠落しているが、同一会社内の転勤であるので欠落が生じるはずが無い。調査の上、欠落期間が無いように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年6月20日に、同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、オンライン記録における申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、C健康保険組合が記録している被保険者資格の取得日と一致していることから、事業主は、昭和37年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月から同年7月までは7万6,000円、同年8月から49年7月までは8万円、同年8月から50年9月までは11万8,000円、同年10月から51年9月までは12万6,000円、同年10月は13万4,000円に訂正することが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から51年11月1日まで

私は、昭和41年にA社（現在は、B社）に入社し、平成15年10月1日に移籍するまで勤務していたが、オンライン記録では、昭和48年4月1日から51年10月31日までのC工場に勤務していた期間の記録が無い。あくまでも一貫して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について、昭和48年8月及び49年8月の随時決定並びに50年10月及び51年10月の定時決定の記録が抹消され、資格喪失日が同年11月1日から48年4月1日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る人事台帳及び在籍証明書により、申立人が申立期間において継続してA社に勤務していたことが認められる上、B社が提出した厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和51年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立人が48年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と漢字は同一で読み方が異なる者が、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和48年4月1日に資格を取得していることが確認できる上、申立人の被保険者記録において、申立人の生年月日が同者の生年月日に訂正され、さらに申立人の生年月日に訂正されている形跡が複数回確認できることから、社会保険事務所において申立人と同者を取り違えて記載したことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、昭和51年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和48年4月から同年7月までは7万6,000円、同年8月から49年7月までは8万円、同年8月から50年9月までは11万8,000円、同年10月から51年9月までは12万6,000円、同年10月は13万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47 年 8 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 8 月 11 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に高校を卒業後、B 社に勤務した。その後、46 年 8 月に A 社に就職し、47 年 8 月に同社を退職した後、同年 10 月から C 社に採用され現在に至っている。しかしながら、A 社に勤務していた当時の厚生年金保険の記録が欠落している。健康保険にも加入していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和 46 年 8 月 1 日に被保険者の資格を取得し、47 年 8 月 11 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人から提出のあった経歴調査票に、昭和 46 年 8 月 2 日に就職し、在職中であると 47 年 7 月 25 日付けで A 社社長が回答した旨の記載が確認でき、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できることから、前記の記録は申立人の記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47 年 8 月 11 日に同資格を喪失し

た旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票から、3万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和61年6月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月1日から同年6月11日まで

私は、昭和36年12月15日にA社に入社し、事業所間の転勤はあったが、平成7年5月末まで継続して同社に勤務していた。しかし、同社B工場から同社本店へ転勤したころの厚生年金保険の被保険者記録の一部が欠落しているので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社保管の人事記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の人事記録から、申立人が昭和61年6月11日にA社B工場を転出したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人はA社C工場において昭和36年12月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年9月1日に同資格を喪失後、同日付けで同社B工場において再度同資格を取得し、61年6月1日に同資格を喪失後、同年6月11日に同社本社において再度資格を取得している。

このことについて、A社は同社B工場が誤って申立人の資格喪失日を届け出たことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和61年6月11日にすることが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年2月まで

私の国民年金の加入手続は、平成3年7月に私の妻が、区役所で婚姻届を出したときに行い、その場でその月の国民年金保険料を納付した。その際、窓口の職員から、2年間はさかのぼって保険料を納付することができると聞いたので、手続をしてもらい、後日、納付書で、妻が、さかのぼった期間の保険料1か月分と当月分の保険料の計2か月分を郵便局や金融機関で毎月納付してきた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立人の国民年金の加入手続を、婚姻の届出をした平成3年7月に行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、4年5月に払い出されていることに加え、申立人の手帳記号番号の前後の番号の20歳到達直後に国民年金に加入している被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は、同年4月以降であると推認され、申立内容と合致しない。

また、申立人の妻は、平成3年7月に区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により、さかのぼって2年分の国民年金保険料を毎月納付してきたと述べているが、加入手続時期と推認される4年4月以降に、その時点において時効直前の2年3月の保険料から納付していることが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成4年5月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必

要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年12月までの期間及び57年3月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年11月から55年12月まで  
② 昭和57年3月から59年9月まで

私は、昭和54年11月及び57年3月に会社を退職した後、それぞれ国民年金の加入手続を行ったが、具体的な手続時期や手続場所、誰が手続を行ったかについては憶<sup>おぼ</sup>えていない。申立期間①及び②の国民年金保険料については、59年10月から62年3月までの間に、私の母親が、送られてきた納付書によりさかのぼって一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月及び57年3月に会社を退職した後、それぞれ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、具体的な手続時期や手続場所及び誰が手続を行ったかについての記憶が定かではないことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その母親が昭和59年10月から62年3月までの期間にまとめて納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年1月の時点では、56年1月から57年2月までの厚生年金保険加入期間は記録統合されておらず、54年11月から59年9月までの期間はすべて未納期間であったと推認できることから、当該未納期間のうち、申立期間①及び②の保険料のみ納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、その母親が昭和59年10月から62年3月までの間に申立期間①及び②の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張し

ているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年1月の直後に、59年10月から63年3月までの保険料が複数回にわたりさかのぼってまとめて納付されていることが確認でき、その保険料の合計金額は、その母親がさかのぼってまとめて納付したとする保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張は、手帳記号番号が払い出された直後に、その母親が複数回にわたりまとめて保険料を納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年12月まで

私は昭和45年に結婚し、しばらくして集金人が自宅に来て国民年金保険料の納付を勧められたことをきっかけに、保険料を納付し始めた。その際、保険料を納付していない期間があるので納付するように促されたが、一括で納付できなかったため、一定期間、分割で集金人に納付した。申立期間の保険料をそのように分割で納付したはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和45年に結婚した後、自宅に来た集金人に分割で納付したと述べている。しかし、申立人が当時居住していたいずれの市でも集金人制度が存在していたものの、集金人に納付することができた保険料は現年度分のみであり、過年度分の保険料を徴収することはできなかったことから、過年度分の保険料を集金人に納付したとする申立内容は不自然である。

ちなみに、特殊台帳では、申立人は、昭和45年4月から同年6月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間について、申立人の夫は、44年10月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間について、国民年金保険料が過年度納付されている記録が確認できるが、納付書により納付したものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付制度の実施時期であり、同制度に基づき、さかのぼって保険料を納付することが可能ではあったが、過年度分の保険料と同様に特例納付に係る保険料も集金人に納付することができなかった上、申立人からも同制度を

利用して納付したとする主張は無く、同制度に基づき、申立期間の保険料を納付したとも考え難い。

さらに、オンライン記録と同様に、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には「昭和 45 年 4 月 20 日」との記載があり、特殊台帳の被保険者資格取得年月日欄にも同様の記載がされていることに加え、45 年に行った加入手続に基づき、払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡も見られないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4612

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私が大学生であった昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月までの間に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月までの間に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、加入手続の時期や保険料の納付方法、納付金額等について憶えていないと述べていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成 3 年 7 月又は同年 8 月ごろと推認され、申立人は、申立期間当時は、大学生であったとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間であったと考えられ、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される同年 7 月又は同年 8 月の時点では、さかのぼって国民年金に加入することはできないため、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 8 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通

じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4613

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 62 年 2 月まで

私は、大学を卒業後、実家の A を手伝っていたので、両親が私の国民年金の加入手続を行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていた。私の母親が、私が大学を卒業してから昭和 62 年 3 月に就職するまでの保険料を母親の居住地で納付してくれていたにもかかわらず、その保険料納付記録のデータを社会保険事務所（当時）が改ざん・消去してしまい、申立期間が未加入期間とされてしまった。母親が納付してくれていた保険料納付記録のデータを元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が自身の居住地で申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その母親は、現在高齢のため証言を得ることは難しく、当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、昭和 61 年 4 月より前は、旧国民年金法が適用されていた期間であり、海外在住者は、国民年金の被保険者資格を取得することができなかったが、申立人については、申立人の改製原戸籍附票から、申立期間のうち、52 年 4 月から 60 年 11 月までの期間、海外へ出国し日本国内に住所を有していなかったことが確認でき、当該期間においては、申立人は国民年金に加入することができない。

さらに、国民年金制度は、被保険者自身の住所地で加入手続等を行うものであるが、日本へ帰国後、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月までの期間は、申立人自身は、その母親とは別の住所地で住民登録を行ってお

り、その母親が、自身の住所地で申立人の国民年金の加入手続等を行うことはできない期間である。

加えて、当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人は両親から年金手帳を受け取ったかどうか不明としている上、申立人は、国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年3月までの期間及び11年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から3年3月まで  
② 平成11年4月から同年8月まで

私が20歳になってしばらくしてから、国民年金保険料を納付するための伝票のようなものが何度も届いたので、母親が、市役所の支所へ行き、その伝票のようなもので申立期間①の保険料をさかのぼってまとめて納付してくれた。

その後、母親が、市役所の支所で私の国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったが、1か月もしないうちに再び市役所の支所へ行き、国民年金の被保険者資格が継続されるように手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になってしばらくしてから、国民年金保険料を納付するための伝票のようなものが何度も届いたので、その母親が、市役所の支所へ行き、その伝票のようなもので申立期間①の保険料をさかのぼってまとめて納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月ごろに払い出されており、申立人が所持する年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年4月とされていることが確認できる上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②について、申立人は、その母親が、市役所の支所で申立人の国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったが、1か月もしないうちに再び市役所の支所へ行き、国民年金の被保険者資格が継続されるように手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は、平成11年4月に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年9月に再び国民年金に任意加入していることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年5月まで

私は、会社を退職した平成元年11月に、私の母親に勧められて区役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により最寄りの金融機関で保険料を納付したことを憶えている。申立期間が未加入で、保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成元年11月に、区役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、具体的な切替手続きの方法や保険料の納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の年金手帳には厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号及び被保険者となった日については記載されていない上、オンライン記録も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、会社を退職した際、その母親に勧められて国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、当時、母親は、申立人に国民年金に加入するように勧めた記憶は無いとしていることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4616

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職した後、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行い、同年 6 月に転居した際も、すぐに転居先の区役所で国民年金の住所変更の届出を行った。時期や場所、方法は憶えていないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月に転居した際、すぐに転居先の区役所で国民年金の住所変更の届出を行ったと述べている。しかし、申立期間直後の 61 年 4 月に自身の国民年金第 3 号被保険者の届出に基づき、同区で国民年金被保険者名簿が作成されている。仮に 58 年 6 月時点において住所変更の届出がなされていた場合、当該名簿は同年同月に作成され、61 年 4 月に新たに被保険者名簿が作成される必要はなく、申立内容は不自然である。

また、申立期間当時、申立人に対して既に払い出されていた国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人自身も、今まで受け取った年金手帳は 1 冊であるとしており、別の手帳記号番号に基づき申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているものの、保険料の納付に関して、納付時期、場所及び方法など具体的なことを記憶しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4617

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から53年3月まで

私は、昭和53年3月又は同年4月ごろ、郷里から私たち兄弟に会いに来てくれた母親から、今ならさかのぼって国民年金保険料を納付できるので、必ず国民年金に加入するよう勧められた。母親が長兄に対して、私と次兄の国民年金の加入手続をするように勧めるとともに、保険料をさかのぼって納付することができるはずだから、さかのぼれる分をすべてさかのぼって納付する手続をするよう頼んでいたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、長兄か次兄が納付したと思う。私はその当時、次兄が経営する会社に勤めていたので、次兄が私の給与から分割で保険料相当額を控除していたようである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月又は同年4月に母親の強い勧めにより、当時、その母親が長兄に依頼して次兄と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付してもらったと述べている。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の長兄及び次兄は既に他界していることから、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、特殊台帳によれば、申立人は、昭和53年4月からの国民年金保険料を現年度納付しており、昭和53年度までに国民年金の再加入手続を行ったと推認できる。しかし、申立人と同時に国民年金に加入したとする次兄については、特殊台帳から、申立人が厚生年金保険の被保険者であった昭和45

年2月ごろに次兄の妻と同時に国民年金の加入手続を行い、夫婦共に同年1月から、保険料の納付を開始しており、さかのぼって保険料を納付した形跡もうかがえないことから、申立人と同じころに国民年金に加入し、保険料を納付したとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳において被保険者資格を再び取得した日が昭和48年10月17日とされていることから、この日までさかのぼって国民年金保険料を納付したはずであると述べているが、資格取得日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではなく、当該年金手帳に記載された資格取得日をもって、当該取得日までさかのぼって保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月及び同年11月

会社を退職時に、退職した会社の従業員が行ったか、退職後に、私が行ったか憶えていないが、誰かが、私の国民年金の加入<sup>おぼ</sup>手続を行ったと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶が無いが、退職時に、退職した会社の給与又は退職金から税金等を控除する旨の説明を受けた記憶があるので、申立期間の保険料も、その際に一緒に控除により納付したと思う。

私が持っている年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄には、「昭和61年10月1日」と書かれているから、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。

申立期間が未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、誰かが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金の加入手続を行った人物、時期及び場所についての記憶が明らかでないことに加え、申立人は、自ら、国民年金保険料を納付したとする記憶が無く、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間直前に勤務していた会社を退職した際に、退職した会社の給与又は退職金からの控除による方法で、その会社が、申立期間の国民年金保険料を納付したと思うとしているが、その会社と同社の労働組合との間で締結された「賃金から控除するものに関する協定書」には、「国民年金保険料」を控除する旨の記載は無く、申立人の給与明細書からも、「国民年金保険料」が控除されていないことが確認できる。このように、被

保険者本人が、住所地の自治体に納付することを原則とする国民年金保険料を、その勤務する会社が、給与や退職金から控除し、被保険者に代わって納付することも考えにくい。

さらに、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 61 年 10 月 1 日」と書かれているため、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、申立人の年金手帳の「国民年金の記録」欄の「被保険者となった日」には、申立期間の国民年金の加入記録は記載されていないことに加え、オンライン記録では、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入したとする形跡は確認できない。仮に、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に記載されたとおりの日付であったとしても、資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼるため、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人は、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住していることに加え、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までは、5か月と短期間であるため、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から9年11月まで

私は、就職した会社が平成9年12月に社会保険の適用事業所になるため、上司から年金手帳の提出を求められたが、当時、年金手帳を持っていなかったため、年金手帳を作るために区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際、役所の担当者から、「今までの未納分をさかのぼって納付できる。」と言われたので、納付可能な2年分の国民年金保険料を納付できるよう取り計らってもらい、後日、手続を行った区役所ではなく社会保険事務所（当時）から納付書のつづりが郵送されてきたことを記憶している。時効により納付できなくなる前に1か月分ずつ納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職した会社が平成9年12月に社会保険の適用事業所になることから、上司から年金手帳を提出するように指示されたため、申立人の住所地の区役所に行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳の基礎年金番号の記号は、申立人の住所地の区を管轄する社会保険事務所のものではなく、会社の所在地を管轄する社会保険事務所のものであることから、その年金手帳は、その会社が申立人の厚生年金保険の新規資格取得に係る届出を行ったことに伴い発行されたものであり、申立人が会社に年金手帳を提出する前に申立人の住所地の区役所で手続を行ったとする主張とは一致しない。

また、仮に平成9年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料の納付書が作成されたとしても、その時点で作成されるのは、区役所で作成される同年4月以降の現年度分の納付書と社会保険事務所

で作成される同年3月以前の過年度分の納付書の2種類となり、その使用期限が異なることから、申立期間の2年分の保険料を毎月1か月分ずつ納付する方法では、申立期間の保険料のすべてを納付することは不可能である上、申立人が毎月納付していたとする合計24回の納付記録が、すべて記録管理の不備により記録されていなかったとは考え難い。

さらに、口頭意見陳述により申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付についての聴取を行ったが、国民健康保険など申立期間当時のほかの手続等に関する記憶に比べ、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶については曖昧であり、聴取した事項のほとんどについては平成11年12月以降の保険料を納付していた時期の事情と考え、むしろ自然であることから、申立人の主張している内容は申立期間当時の事情ではなく、同年同月以降の保険料を納付していた当時の事情と考えられ、申立期間の保険料を納付していたとの心証は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から同年 11 月までの期間及び平成元年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月から同年 11 月まで  
② 平成元年 2 月から同年 3 月まで

私は、平成元年 4 月に入社した会社の総務担当者から、入社した年の翌年か翌々年の 2 年か 3 年の春ごろに、私の国民年金保険料について未納期間がある旨の連絡を受けたので、その担当者と相談し、次回の賞与から当該期間の保険料額を控除することとした。

金額は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、確かに数か月分の国民年金保険料に相当する額を賞与から控除されたことは憶<sup>おぼ</sup>えており、申立期間が未加入期間で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 4 月に就職した会社の総務担当者から、就職前の申立期間①及び②の国民年金保険料が未納である旨の連絡を受けたので、次回の賞与から当該保険料額を控除したと主張しているが、会社が保険料の徴収を代行して納付する制度は無いことから、申立人に支給された賞与から当該保険料相当額が控除されたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立人が国民年金の加入手続を行った上で、申立人に厚生年金保険の記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人には手帳記号番号が払い出されていた形跡が無く、当該期間は、国民年金に未加入で、納付書は発行されていなかったと考えられることから、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（賞与明細書、源泉徴収票等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4621

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 50 年 1 月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた。

「ねんきん特別便」か「ねんきん定期便」が送付されてくるまで、私は、国民年金の記録に未加入期間があると思っていたが、

私は、国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 1 月の国民年金の加入手続後、国民年金保険料を納付し始め、「ねんきん特別便」か「ねんきん定期便」が送付されてくるまで、国民年金の記録に未加入期間があるとは思っていなかったと述べているが、申立人の所持する旅券には、申立期間の始期である 57 年 6 月から 58 年 6 月までの期間、申立人は海外に出国していた旨の記載がなされていること、及び住民票によると、59 年 9 月に帰国し、国内に転入していることが確認できることから、申立人は、申立期間中、国内に住民登録が無く、国民年金に加入することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 57 年度の国民年金保険料通知書を所持していることから、申立期間中である同年度の保険料を口座振替で納付していたと思うと述べているが、仮に、同通知書に記載されている銀行の預金口座から、申立人の同年度の保険料として振替がされていた場合、昭和 57 年 6 月以降は国民年金の資格記録が無い場合、保険料の還付に係る記録が残ると考えられるが、オンライン記録にその記録が見受けられない。

さらに、申立人の所持する年金手帳にも、昭和 57 年 6 月 11 日に国民年金

の資格を喪失した記録及び 59 年 10 月 12 日に同資格を新たに取得した記録が記載されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4622

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、父親が私の国民年金の任意加入手続を行った。私は、父親から、加入後の国民年金保険料については、私の母親が納付していたと聞いている。申立期間が未加入で保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、その父親が申立人の国民年金の任意加入手続を行い、その後の国民年金保険料については、その母親が納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は、申立人の国民年金の加入手続についての記憶が定かではない上、申立期間の保険料を納付していたとする母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳は、その様式から昭和 61 年 4 月以降に発行されたものであることから、申立人が 20 歳になった 58 年ごろに任意加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から同年9月まで

私は、年金事務所で「ねんきん特別便」について問い合わせをした際、昭和62年2月に申立期間の国民年金保険料が還付された記録が残っているとの説明を受けたが、還付請求の手続を行ったことや保険料が還付された記憶は無い。申立期間は第3号被保険者期間と認められているが、保険料は納付していることから還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間であるが、当初、当該期間は国民年金第1号被保険者期間であり、申立人は、昭和61年11月に、同年4月から同年9月までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した後、申立期間である同年7月から同年9月までの期間が第3号被保険者期間に種別変更されていることが確認できることから、申立期間の保険料は過誤納として還付手続が行われていたことについて不自然さはみられない。

また、申立期間に係る還付事務処理の詳細については、オンライン記録で確認でき、還付期間、還付決議日及び還付金額が明確に記録されている上、申立人の被保険者名簿には、還付済期間のゴム印が押されていること、及び還付整理番号が記載されていることから、その記録内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対し国民年金保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録には、還付金が振り込まれた金融機関名が確認でき、申立人もその金融機関に自分名義の口座があったと思うと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで

私は、仕事を辞めたのを契機に、昭和61年4月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、その月の国民年金保険料を区役所の窓口で納付した。その後の保険料については、自宅に来た集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事を辞めたのを契機に、昭和61年4月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、その月の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したと主張しているが、申立人が納付したとする区役所の窓口では、その当時、保険料の収納を行っていなかったことが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、その後の国民年金保険料については、自宅に来た集金人に納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた区では、集金人による保険料の収納は行われていなかったことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から4年6月まで

アルバイト先で知り合った人たちや友人の間で、年金のことが話題になったことがあり、私も将来のことを考えて、平成4年7月に区役所で国民年金の加入手続を行った。同時に窓口の担当者に2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができるかと説明を受けた。その担当者が、「ちょうど納付書が2枚あります。」と言って、さかのぼって納付するための納付書を2枚発行してくれた。加入手続の翌日、最初に平成2年度及び3年度の保険料として、21万何千円かを区役所内の金融機関で納付し、その後の保険料は、毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年7月に区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は6年8月に払い出されていることから、申立人が加入手続を行ったのは同年同月ごろと推認され、申立人が主張する加入手続の時期と一致しない。

また、申立人は、平成2年度及び3年度の国民年金保険料として、21万何千円かを納付したと述べているが、現に過年度により納付していることが確認できる平成4年7月から6年3月までの保険料額は21万3,300円であり、当該期間の保険料額とは一致しているが、平成2年度及び3年度の保険料額とは一致しないことから、申立人が納付したとする保険料は、2年度及び3年度の分とは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成6年8月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必

要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は、学生時代に国民年金に加入していなかったが、就職に際して年金手帳の提出を求められ、平成9年3月ごろ、私の父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の窓口担当者から過去2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができるという説明を受け、2年分の納付書の発行手続も行い24枚の納付書を手渡しで受け取った。

また、区役所の窓口担当者に、「過年度の国民年金保険料は、区役所ではなく銀行で納付してください。」と教えられ、父親が自身の銀行の預金口座からお金を下ろし、平成9年3月中に区役所か市役所内の銀行の出張所で、まとめて受け取った24枚の納付書を持参して、30万円ぐらいの保険料を一括で納付した。

このように、父親が納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと述べているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、国民年金の加入状況については憶えているものの、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶は曖昧かつ不正確であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後に加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとの申立てであり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切

に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても申立期間の保険料の納付を裏付ける証言を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで

私は、学生時代に国民年金に加入していなかったが、就職に際して年金手帳の提出を求められ、平成 12 年 10 月ごろ、私の父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。以前、その父親が、私の兄の加入手続を行ったとき、区役所の窓口担当者から過去 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができるという説明を受けていたので、2 年分の納付書の発行手続も行った。当該担当者に、「過年度の国民年金保険料は、区役所ではなく銀行で納付してください。」と教えられていたので、父親が自身の銀行の預金口座からお金を下ろし、そのころ区役所か市役所内の銀行の出張所で、まとめて受け取った 24 枚の納付書を持参して、30 万円ぐらいの保険料を一括で納付した。

このように、父親が納付したにもかかわらず、納付記録は 12 か月だけとなっており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと述べているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は、国民年金の加入状況については憶えているものの、保険料の納付方法及び納付場所等についての記憶は曖昧かつ不正確であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の父親は、まとめて受け取った 24 枚の納付書を持参して、区役所又は市役所内の銀行の出張所で、30 万円ぐらいの国民年金保険料を一括で納付したと述べているが、その父親が申立期間の保険料と合わせて一括で

納付したとしている納付済みの平成 12 年度の 12 か月分の保険料について、平成 12 年 10 月 30 日に 7 か月分を納付し、同年 12 月 11 日に残り 5 か月分を納付していることが確認できることから、2 年分の保険料を一括で納付したとする申立内容と合致しない。ちなみに、提出された預金取引明細書の引き出し記録は、上記の期間の納付期日に対応している。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後に加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとの申立てであり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月まで

私の父親は、私が 20 歳になったのをきっかけに、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料について、納付方法等は具体的に分からないが、納付に関する勧奨があり、父親が納付したはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年\*月ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳は、申立人が平成 3 年 4 月に就職して、厚生年金保険の被保険者となった際に交付されたものであり、オンライン記録も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 8 月から同年 10 月までの期間、60 年 2 月から 61 年 1 月までの期間、同年 5 月から 62 年 1 月までの期間及び同年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から同年 4 月まで  
② 昭和 59 年 8 月から同年 10 月まで  
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 1 月まで  
④ 昭和 61 年 5 月から 62 年 1 月まで  
⑤ 昭和 62 年 5 月から同年 7 月まで

私は、アルバイトをしていた昭和 58 年 10 月から同年 12 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、59 年 1 月から同年 2 月に別の会社でアルバイトを始め、国民年金保険料は同年同月から納付を開始したと思う。保険料は、年に 2、3 回自宅に郵送された「支払通知書」を使い、郵便局で納付した。その当時、現在所持している年金手帳とは別の年金手帳があったと思うが、紛失してしまったのか、今は手元に無い。

昭和 62 年 8 月に厚生年金保険の被保険者になるまでの約 3 年間、支払期限が過ぎて払っていない時期もあったと思うが、国民年金保険料を全く納付していないとは考えられない。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの間に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については 59 年 2 月から納付を開始し、その後、62 年 8 月に厚生年金保険の被保険者となるまでの約 3 年の間に、納付することができない時期はあったかもしれないが、全く納付していなかったとは考えられないと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号を付与された被保険者が、昭和 62 年 9 月に厚生年金保険から国民年金へ種別変更していることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年同月以降と推認でき、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付するための納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間において、現在所持する年金手帳とは別に年金手帳があったとも述べている。しかし、前述したとおり、現在申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号は、昭和 62 年 9 月以降に払い出されていることから、申立人の供述どおり申立期間に別の年金手帳が存在したのであれば、申立人には別の手帳記号番号が払い出されていたこととなるが、申立人は、20 歳に到達した時期から同年同月まで継続して同一の区に居住しており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出される特段の事情があったとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人には申立期間以外にも国民年金保険料の未納があり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月及び同年9月

私は、会社を退職後、市役所から、国民健康保険料の納付書が届いたため、平成2年10月ごろ、市役所支所で、国民健康保険料を納付した。

その際に、平成2年8月29日から同年9月3日までの国民年金保険料も納付するように言われたため、前妻の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。

申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年10月ごろ、市役所支所で、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、今までに受け取った年金手帳は1冊であるとしていることに加え、申立期間から、基礎年金番号が導入された平成9年1月までの期間を通じて、同一市内に居住していたことが確認できるため、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は、未届けによる未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月まで

私は、勤務先の会社を退職後の昭和 62 年 12 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が市役所で納付書により納付したと思う。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 62 年 12 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日は平成元年 4 月 28 日と記載されている上、国民年金手帳記号番号は、元年 4 月以降に払い出されていることが確認できることから申立人の主張と一致しない。

また、前段のとおり、申立人の所持する年金手帳から確認できる申立人の国民年金の被保険者資格取得日は平成元年 4 月 28 日である上、オンライン記録も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人は、申立期間の前後を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月及び同年8月

私は、昭和61年7月に設立して間もない会社に入社したところ、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、上司から国民年金に加入するように勧められ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書により区役所の出張所窓口で2か月分の保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月ごろに入社した会社の上司に勧められ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、加入手続や保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の年金手帳には厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金については、記号番号及び被保険者となった日が記載されていない上、オンライン記録も申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人と同時期に同じ会社に入社したとする同僚についても、申立期間と同じ期間が国民年金に未加入であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から6年3月までの期間及び8年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から6年3月まで  
② 平成8年1月から同年10月まで

私は、平成4年春ごろに、母親から年金手帳を渡されたので、そのころに母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。その後、母親が申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

また、私は、平成6年4月から勤めていた会社を辞めた後は、時期は不明だが、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年春ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、時期は不明だが、平成6年4月から勤めていた会社を辞めた後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時期や場所、申立期間②の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立

期間②当時の厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4634

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 4 月まで

私は、昭和 59 年 2 月ごろに、町役場で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、毎月、金融機関で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。

また、私は、昭和 60 年 2 月に転居し、転居先で国民年金の住所変更の手続を行った記憶は無いが、納付書が送られてきたので、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 2 月ごろに、町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人が 59 年 2 月当時居住していた町において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、及びオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、62 年 3 月とされており、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、毎月、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時の保険料の納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、昭和 60 年 2 月に転居した際には、国民年金の住所変更の手続を行った記憶は無いと

していることから、申立人が、転居後の市において保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から平成2年1月まで

私は、会社を退職した昭和57年10月に、父親が私の国民年金の加入手続を行ったと思っていた。ところが、私はその時点では19歳であり、年金事務所の説明では、20歳前は国民年金に加入できないということだった。それならば、加入手続の時期は20歳のころなのだろう。加入手続をどこで行ったかは父親から聞いていないので分からない。

国民年金保険料の納付は、私の父親が、金融機関で1万円に満たない金額を定期的に納付していたように思う。

私は当時、父親と別居していたが、給料の一部を送金しており、父親からも国民年金保険料の領収書を見せてもらったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたように思うと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は既に他界しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和58年\*月ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が、申立期間当時居住していた区に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年2月に払い出されており、申立内容と一致しない上、申立人は、申立期間の始期から当該手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一住所に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、別居していたその父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているが、保険料の納付書は申立人に対して送付されることから、その父親が申立人の保険料を納付するには、納付書を手に入れる必要があるにもかかわらず、申立人は、その父親が申立人の保険料の納付書をどのように入手したか等について不明であるとするなど、申立期間の保険料を納付していたと考えるのは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年12月まで  
時期や場所については不明であるが、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。また、時期は不明であるが、母親から年金手帳をもらったときに、私の国民年金保険料はすべて納付してあると聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は高齢のため、直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は継続して同一区内に居住していることから、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4637

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、20 歳になる前の昭和 46 年 3 月に就職したときに、勤務先の職員が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 46 年 3 月から 48 年\*月までの期間については、申立人が 20 歳になる前の期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

また、申立人は、勤務先の職員が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたはずであると主張しているが、20 歳になる前の申立人の加入手続等を、勤務先の職員が行ったとは考え難く、またその事情もうかがえなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年4月まで

私は、20歳であった平成4年ごろに、市役所から国民年金の加入案内が届いたので、市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。

その後、毎月、納付書により自宅近くの郵便局で、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳であった平成4年ごろに、市役所から国民年金の加入案内が届いたので、市役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年6月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が納付していたとする金額は、申立期間当時の保険料月額と相違している上、i)申立期間直後の平成5年5月の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された7年6月に納付されていること、ii)その後の5年6月から6年4月までの期間及び7年1月から同年3月までの期間の保険料は、ほぼ毎月、1か月分の保険料が過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が納付したのは、当該期間の保険料であると考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から同年9月までの期間及び9年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から同年9月まで  
② 平成9年8月から同年11月まで

私は、平成5年6月に会社を退職した際に、年金手帳を持参して、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。

また、平成9年8月に会社を退職した際には、年金手帳は持参しなかったが、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後、毎月、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年6月に会社を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行い、また、9年8月に会社を退職した際には、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が申立期間①当時居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、18年6月とされていることが確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②当時は、毎月、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①及び②当時の納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4640

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 45 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 38 年\*月に、父親が自宅近くの市の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額は分からないが、私が結婚するまでは、父親が私の両親の分と一緒に市役所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は既に他界している上、申立人は、その父親から国民年金手帳を渡された記憶も無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその兄も、国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、昭和 38 年\*月に、その父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 45 年 11 月に払い出されており、その時点まで申立期間は国民年金未加入期間であったものと推認できることから、申立人の父親は、市役所で申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年9月までの期間及び46年5月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から45年9月まで  
② 昭和46年5月から47年12月まで

申立期間①について、私が昭和43年5月に会社を退職した後、私の将来を心配した母親が国民年金の加入手続を行い、42年5月にさかのぼって国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間②についても、私が昭和46年5月に会社を退職した後、母親が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。

国民年金の加入手続、切替手続及び国民年金保険料の納付状況は不明であるが、母親が未納期間が無いように納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況、切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和49年5月ごろと推認でき、別に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人の主張を裏付け

る事情はうかがえなかった。

さらに、前述したとおり、申立人の母親は、昭和 49 年 5 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その母親はこのころ、申立人の国民年金保険料を 48 年 1 月までさかのぼって納付していることが確認でき、その時点において、第 2 回特例納付等により申立期間の納付が可能であったと考えられるが、当該過年度納付を超えて納付していたとする事情及び形跡は見当たらなかった。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4642

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に会社を退職した後、時期は定かではないが、夫を伴って区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際に、区役所の職員から厚生年金保険加入期間の後に空白期間が生じないように勧められたので、さかのぼって国民年金保険料を納付したことを夫が記憶している。

年金手帳に、被保険者となった日が昭和 60 年 5 月 2 日、強制加入者の欄に①と記載されており、途切れなく国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳に記載されている昭和 60 年 5 月 2 日に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと述べており、確かに、申立人の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が「昭和 60 年 5 月 2 日」と記載され、第 1 号被保険者を示すものと考えられる「①」が付記されており、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得日が「昭和 61 年 4 月 1 日」となっていることと相違している。

しかし、第 1 号被保険者制度は、昭和 61 年 4 月から新たに導入されており、この記載が同年 3 月以前に行われたとは考え難く、同年 6 月の加入手続時点での記載とみられる上、この時点では同年 3 月以前に第 1 号被保険者資格を取得することは制度上あり得ないことから、申立人の所持する年金手帳に記載された被保険者資格取得日は誤記載であったと推認され、申立人の資格取

得日は、申立期間当時居住していた市の被保険者名簿及びオンライン記録に記載された「昭和 61 年 4 月 1 日」が正当と考えられる。この加入日を前提とした場合、申立期間について、申立人は、その夫が厚生年金保険に加入しており、国民年金への加入は任意であるため、制度上、任意加入の場合には、被保険者資格の取得日は加入を申し出た日とされていることから、さかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述したように、申立人は、昭和 61 年 6 月に国民年金に加入し、同年 4 月から同年 7 月までの 4 か月分の国民年金保険料を同年 8 月にさかのぼって一括して納付しているが、これは、同年 4 月に基礎年金制度の導入をはじめとする公的年金の制度改正が実施された結果、申立人のように厚生年金保険の被保険者の配偶者であり、国民年金への加入は任意であった者についても、同年 4 月以降、強制的に国民年金被保険者となり納付義務が課せられ申立人の場合は第 1 号被保険者となったため、さかのぼって保険料を納付する必要があったものとするのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらないことから、申立期間について、申立人は国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4643

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から15年2月まで

私は、平成11年11月に会社を退職したときに、会社から国民年金に加入するよう説明を受けたので、同年12月に市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、郵便局、金融機関又は区役所で納付していた。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、郵便局、金融機関又は区役所で納付していたと主張しているが、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び納付場所等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは平成15年5月であり、オンライン記録では、申立期間当時、二つの異なる地域の社会保険事務所（当時）から申立人に対して、国民年金への加入勧奨が複数回行われていたことが確認できることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 9 月 20 日まで  
② 昭和 52 年 12 月 28 日から 54 年 2 月 1 日まで

私は、A社が設立された昭和 42 年 7 月から結婚のため引っ越しした 43 年 9 月まで同社にB職として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。そのころは保険証をもらったことは覚えているので、厚生年金保険被保険者記録について調査してほしい。

また、昭和 52 年 3 月から 59 年 7 月までC社にB職として継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間②の記録が無い。勤務地、業務内容及び勤務時間も変わっていないため、厚生年金保険被保険者資格が途切れることは考えられない。当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が同僚として記憶していた2名の証言、A社の事業主の名前の記憶並びに同社の所在地及び勤務内容の詳細な記憶から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が所在していたD県の独自の厚生年金保険制度が発足したのは昭和 45 年 1 月 1 日であり、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「同僚のうち1名は、後からまとめてお金を支払ったので、現在年金を受給している。」と供述しているところ、この同僚は、D県特例の制度により平成 4 年に申立期間①を含む期間の国民年金保険料を追納していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時のA社の事業主及び前記の同僚のD県における厚生年金保険加入記録をみても、D県の独自の厚生年金保険制度が発足した昭和45年1月1日以降の記録しかない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間について引き続きC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「C社に勤務して1年以内に事業所の名称が変更となり、その際に健康保険被保険者証を回収され、新しい健康保険被保険者証を受け取ったことを覚えている。」と供述しているところ、当該事業所に係る申立人の被保険者原票では、「昭和53年1月14日保険証返納」の記載が確認できるが、オンライン記録によると、申立人は、昭和52年12月28日に被保険者資格を喪失したのに対し、当該事業所の名称変更は、53年6月1日であることが確認できることから、申立人は、被保険者資格を喪失したことにより健康保険被保険者証を返納したことがうかがえる。

また、申立人のC社に係る雇用保険被保険者記録を確認したところ、昭和52年3月1日取得、同年12月28日離職、54年2月1日取得、59年7月31日離職とあり、雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

さらに、申立人は、C社では一貫して正職員（フルタイム勤務）であった旨を供述しているが、事業主が保管していた申立人に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書によると、同通知書の雇用形態欄において、昭和52年3月1日の資格取得時には「その他（日雇、パートタイム及び季節的雇用以外）」に丸印が付されているところ、54年2月1日の資格再取得時には「パートタイム」に丸印が付されていることが確認できることから、申立人の雇用形態が途中で変更になったことがうかがえる。

加えて、事業主は、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②当時の関連書類はほとんど破棄済みである。申立人に関する書類は、今回提出したもの以外には無い旨を述べている上、同僚照会の結果、複数の者が当時の社会保険事務担当者として名前を挙げた者は既に死亡しているため、厚生年金保険料控除についての証言が得られない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 54 年 12 月まで  
② 平成 4 年 4 月から同年 7 月まで

私は、B社及びC社（いずれも現在は、A社）に勤務していた期間について、社会保険庁（当時）から届いたねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と、退職時に事業主から受け取った被保険者履歴に記載されている報酬月額と違う箇所がある。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月、同年 4 月及び 53 年 9 月を除いて申立期間①及び②に係る給与明細書を保管しており、当該明細書に記載されている保険料額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「申立期間①及び②の標準報酬月額は退職時に事業主から受け取った被保険者履歴に記載されている報酬月額と違う。」と述べているが、このことについてA社は、「退職時に交付した資料に記載されている報酬月額は、船員であった場合の金額であり、申立人は申立期間において陸上勤務であったことから、記載されている金額は申立人の報酬月額ではない。このことは申立人の退職時に説明している。」旨の説明をしている。

さらに、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記載内容には不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①には、A社でF業務をしていた。申立期間②には、B社でG業務等をしていた。申立期間③には、C社（現在は、D社）でH業務をしていた。申立期間④には、E社でI業務をしていたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元役員の証言及び申立人の業務内容等の詳細な記憶から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元役員は、同社の従業員は厚生年金保険に加入させておらず、申立期間①当時の従業員は3名であったと供述していることから、当時、同社は厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は事業所の事業主、業務内容等を詳細に記憶していることから、申立人がB社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、B社の同僚として名前を挙げた者から、同社は厚生年金保険に加入させる事業所ではなく、自身も同社における厚生年金保険の記録が無いことを聞いたと供述している。

さらに、上記同僚への照会は申立人の希望で行うことができないほか、B社は事業所所在地における商業登記も確認できず、事業主及び役員の所在が判明しないことから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況や保険料の控除について確認ができない。

申立期間③について、申立人は同僚及び業務内容を詳細に記憶していることから、申立人がC社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、同社が保管する社員カードにおいて申立人の氏名は確認できないと回答している。

また、D社は、厚生年金保険の取扱いについて、当時から現在に至るまで、2か月ごとに従業員の能力を個人別に検討し判断している旨の回答をしているところ、同社から提出のあった当時の社員カードに記載されている社員は、入社日とC社の厚生年金保険被保険者資格取得日が3年弱相違している者も確認できることから、同社の厚生年金保険の取扱いは個人によって異なっていたことがうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、上司として名前を挙げた者の氏名も無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、E社の元事業主の証言から、申立人が当該期間に同社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社の元事業主は、厚生年金保険料の控除について、当時の同社は厚生年金保険に加入する余裕は無く、誰も加入させていなかったと回答している。

さらに、申立期間について、申立人は、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 6 月 16 日まで

私は、社会保険事務所（当時）の通知により、A社に専務取締役として勤務していた平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 6 月 16 日までの期間に係る標準報酬月額が 53 万円から 26 万円に引き下げられていることを知った。

申立期間におけるA社の経営状態に問題は無く、会社が厚生年金保険料を滞納したことも無いので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 9 月 16 日）より後の平成 6 年 11 月 7 日付けで、26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間において、同社の取締役として在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、「私は、会社の資金繰りを行っていた。事業主印を使うのは主に自分であり、印鑑を使うときは事業主の承諾を得て使った。自分と事業主以外の者が印鑑を使用することは無い。」と供述している上、複数の同僚は、「申立人は経理全般の責任者であり、代表取締役と同等の立場であった。」と述べている。

なお、申立人は、「当時、会社の経営状態に問題は無かった。厚生年金保険料の納付が1か月から2か月程度遅れたことはあったが、滞納はしていない。」と供述しているが、複数のA社の関係者は、「A社は、事業を手がけていたが、県から許可が下りず、銀行から受けた融資の返済が困難になり、経営状態が悪化した。」と述べている上、同関係者のうち1名は、

「社会保険事務所の職員が保険料の滞納のことで数回A社を訪問した。」旨を供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額減額処理について関与していなかったとは考え難く、申立人は、A社の専務取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正について関与しながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 7 月 25 日から同年 12 月 10 日まで  
③ 昭和 44 年 2 月 11 日から同年 9 月 17 日まで

私は、昭和 37 年 7 月に入社し、40 年 9 月まで B 地区の事業所に I 職として勤務していたが、入社から 39 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

また、C 社には D 社から配置換えとなり、昭和 42 年 7 月 25 日から同年 12 月 10 日まで J 職として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、E 社には F 社から昭和 44 年 2 月 11 日から 46 年 1 月 24 日まで I 職として継続して勤務していたが、44 年 2 月 11 日から同年 9 月 17 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社の同僚及び上司の氏名を記憶しており、また、当時の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社で K 係をしていた同僚は、「I 職は出入りが激しくほとんど厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、申立人は、「A 社の健康保険被保険者証に G 区と記載されていたと記憶している。」と供述しているが、同社が H 区から G 区に移転したのは昭和 39 年 2 月 1 日であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得は、同年 2 月以降と推認される。

さらに、申立人が自身より後に同一事業所に勤務したと記憶する同僚は、申立人と同様に昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

加えて、申立人が記憶する上司は住所不明のため、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、申立人は、当該期間に勤務していた場所及び仕事の内容を詳細に記憶しており、また、C社とD社の事業主が同一人であることから、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚は、「申立期間のころだと思うが、大きなストライキがあり、給与が出なかったのではほかの会社で勤務した。ストライキが収まったので、またC社に呼び戻された。」と供述しており、この同僚は昭和 42 年 2 月から同年 8 月までC社での被保険者記録が無い。

また、ほかの同僚は「私がC社労働組合の副委員長をしていた当時、C社では大規模なストライキがあり、半年ぐらい給与は出なかった。当時の書類は紛争の中で焼却されてしまった。」と供述している。

さらに、申立人はC社では5人ぐらいがグループになって調査していたが、お互いの名前は知らないまま仕事をしていたと供述している上、申立人の記憶する同僚は既に亡くなっていることから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が存在する20名に照会したところ7名から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られなかった。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間③について、申立人は、E社の同僚及び上司の氏名を記憶しており、また、当時の同僚が、申立人が勤務していたと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 44 年 9 月 17 日に資格を取得している者は、申立人を除き4名いるが、いずれも住所が判明しないことから、厚生年金保険被保険者資格の取得日以前の保険料控除について確認することができない。

また、E社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿における昭和 43 年 2 月以降の厚生年金保険の加入状況を見ると、1名ずつ加入させている月もあるが、厚生年金保険の適用事業所となった同年 2 月には7名、同年

8月には16名、44年9月には申立人を含む11名が被保険者資格を取得している状況がみられ、同社では一定期間ごとまとめて厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所の事業主及び当時の社会保険の担当者は既に死亡していることから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月30日まで

父の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金支給済みとの記録となっていた。脱退手当金を受け取ったとされる時期には、生まれ故郷に帰郷しており、母からは、当時一時金をもらった記憶が無いと聞いているので、調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約13か月後の昭和21年11月9日に支給されたことになっており、当時、被保険者期間3年以上20年未満の生存者が脱退手当金を受給するためには、資格喪失後1年の待期期間を設けており、支給時期について不自然さはいかたがえない。

また、申立人が脱退手当金を受給したとされる時期は、通算年金制度創設前であり、申立人と資格喪失日が同日の被保険者について調査すると、その多くに脱退手当金の支給決定日が同一日である者がみられることから、A社を通じた代理請求があった可能性がうかがえる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人や申立人の妻が一時金を受け取ったことがないという主張以外に、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 22 日から 20 年 4 月 1 日まで

私は、半年の船員養成所を経てA社（現在は、B社）に入社し、昭和24年12月まで勤務していた。乗船した船舶CはE国から日本へ向けて航行中、19年\*月\*日に沈没した。漂流しているところを救助され、約1か月の入院後、帰国の順番待ちをして20年1月に帰国した。申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のことが掲載された船員新聞の記事及びA社の船員保険台帳から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、D省F局の資料及びB社が保管している資料から、申立人が乗船していた船舶Cは、申立人の供述どおり昭和19年\*月\*日に沈没していることが確認できる。

また、A社の船員保険被保険者台帳には、申立人は昭和19年9月22日から20年5月28日まで予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが船内で使用されていない者）と記録されている上、予備船員については、同年4月1日に船員保険の被保険者とする制度が開始されるまでは、船員保険法（昭和14年法律第73号。15年3月1日施行）第19条において、「船舶ニ乗組マザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と定められていたことから、乗船していない申立期間について、申立人は船員保険の被保険者資格を取得することができなかつたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 2 月ごろまで  
② 昭和 48 年 10 月ごろから 49 年 4 月ごろまで

A社に勤務し、B市にあるC工場でD業務をしていた時の厚生年金保険の加入記録と、2度勤務したことがあるE社の厚生年金保険の加入記録のうち1度目の勤務期間の加入記録が欠落している。調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の一部について雇用保険に加入している上、申立てに係る事業所の勤務地における同僚の供述及びその者が所持している写真にはほかの同僚と共に申立人が写っていることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、雇用保険と厚生年金保険の取扱いについて、「雇用保険については入社後すぐに資格取得手続をするが、厚生年金保険についてはある一定の期間が経過した後に行った。」としている。

また、申立期間①中の昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同じC工場に勤務していたとする同僚は、雇用保険の資格取得日が 42 年 6 月 1 日であったことが確認できることから、当該事業所においては、入社して相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、A社は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の事業主控えを保管しているが、申立人の名前の該当は無かったとしており、同社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿に申立人の名前の記載は無い。

加えて、事業主は、申立人の雇用形態や給与支払方法に関しては、書類を既に処分しており不明としているため、保険料控除及び納付について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間にE社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人は勤務していた期間を特定できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したが、当該期間に申立人が勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

また、申立人が記憶していた同僚に照会したが、回答が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿については廃棄処分とされているため、事業主に申立人の勤務実態や給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 22 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 36 年 2 月 26 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日までの期間、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、同年 4 月 22 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。また、同年 5 月 1 日から 39 年 1 月 31 日までの期間、B 社に継続して勤務していたにもかかわらず、35 年 5 月 1 日から 36 年 2 月 1 日までの期間及び同年 2 月 26 日から 39 年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 35 年 4 月 30 日まで A 社に勤務していたと主張している。

しかし、申立期間①当時、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、死亡又は住所不明のため照会することができないことから、同社において厚生年金保険被保険者記録を持つ複数の同僚を抽出し照会したものの、申立人の勤務期間について証言は得られなかった。

また、申立人は複数の同僚が写っている写真を所持しているが、写真の裏に名前が記載されている複数の同僚は、「申立人を覚えていない。」と証言している上、申立人が名前を記憶している先輩については A 社における厚生年金保険の被保険者記録が無く、また工場長は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録を持つ複数の同僚は、「社会保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

加えて、オンライン記録から、A社は昭和62年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の当時の事業主についても死亡が確認できることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和35年5月1日からB社に勤務していたと主張している。

しかし、申立期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は3名確認できるが、そのうち2名は既に死亡しており、残りの1名は住所不明であることから、照会することができない。

また、B社において厚生年金保険被保険者記録を持つ同僚7名に照会し、5名から回答を得たところ、事務員以外のC職である4名は、勤務期間に比し厚生年金保険の被保険者記録が短いことがうかがえる上、「試用期間があった。」と回答していることから、D職である申立人についても同様の取扱いがなされていたことが推認できる。

申立期間③について、申立人は、昭和39年1月31日までB社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人は、「私と同じ業務内容の同僚は3、4名であったと思うが、名前は覚えていない。」と述べており、申立人と同じ業務内容であった同僚から勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立期間において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録を取得している同僚15名に照会し、9名から回答を得たが、「申立人を記憶している。」と回答する者はいない。

さらに、B社は申立期間当時の社会保険及び給与に関する資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかにも保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 31 日から 51 年 2 月 12 日まで  
オンライン記録によると、昭和 49 年 10 月 31 日から 51 年 2 月 12 日までの A 社に勤めていた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。当時の資料は無いが、同社に勤めていたことははっきりと記憶しているため、調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主が提出した申立人に係る解雇予告手当金領収書から、申立人が、申立期間のうち、昭和 50 年 2 月 1 日から同年 9 月 17 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となったのは申立期間後の昭和 54 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の元社員は、「入社当初、A 社は、厚生年金保険に加入していなかった。当時、私は国民年金に加入していたため、厚生年金保険料は控除されていないはず。会社から、しばらくは国民年金に加入するように言われ、その後厚生年金保険に加入したと思う。」と述べているところ、オンライン記録から、当該元社員は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人も同様に、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、事業主は、申立期間当時の関係資料は、昭和 50 年 2 月の金銭出納帳しか保管してい

ないとしており、当該金銭出納帳には、厚生年金保険料控除の記載は無く、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 21 日から 44 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月 21 日から平成 18 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務していたが、昭和 43 年 3 月 21 日から 44 年 7 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A 社は、昭和 44 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の当時の同僚は、「私は、申立人と一緒に仕事をしていましたが、最初のうちは、同社は厚生年金保険に入っていなかった。昭和 44 年 7 月に株式会社になり、その時から厚生年金保険は適用された。それ以前は、個人経営でアルバイトみたいなものだった。」と供述している。

さらに、B 社は、申立期間当時の資料が無いため不明と回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 4380

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年ごろから 33 年ごろまで

私は、A社に昭和 30 年ごろから 33 年ごろまで勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が申立期間当時に通学した定時制高等学校が保管している記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 6 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 6 月 1 日より前から同社に勤務していた複数の従業員は、「A社が適用事業所になった 37 年 6 月より前は、給与から厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

さらに、A社は適用事業所でなくなっている上、事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況について聴取できない。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 26 日から 52 年 10 月 24 日まで  
私は、昭和 48 年 12 月から 53 年 5 月まで A 社に B 職として勤務していたが、当該期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A 社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に被保険者記録が確認できる 11 人に照会したところ、8 人から回答があったが、申立人が申立期間において継続して勤務していたか否かについて明確な証言が得られない。

また、オンライン記録によると、申立人は、A 社において、厚生年金保険被保険者として昭和 48 年 12 月 24 日に資格を取得し、51 年 5 月 26 日に資格を喪失後、再度 52 年 10 月 24 日に資格を取得し、53 年 5 月 10 日に資格を喪失していることが確認できるところ、当該記録は、申立人に係る雇用保険の記録とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 51 年 5 月 25 日の離職に伴う離職票が交付され、同年 5 月から 52 年 5 月までの期間に求職手続をした記録があることが確認できる。

加えて、上記被保険者原票によると、申立人が昭和 51 年 5 月 29 日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年ごろから 36 年ごろまで  
② 昭和 36 年ごろから 37 年ごろまで

私は、申立期間①について、中学校卒業後 1 年ぐらいしてから A 社に勤務していた。その時、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、10 代のころ 1、2 年 B 社 C 事業所で仕事をしてしたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の職場環境や勤務内容の詳細な記憶及び申立人が記憶する上司の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の上司は、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料控除について不明としている上、ほかに申立人が記憶する上司は姓のみで特定できず、その他の同僚の氏名を記憶していないことから、A 社に係る事業所別被保険者名簿に名前のある同僚に照会を行ったものの、申立人に係る証言を得られなかった。

また、A 社、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 34 年 2 月 20 日以降事務処理を引き継いだ D 社及び E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、D 社及び E 社は、申立人に係る人事記録等を保管していないことから、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明としている。

申立期間②について、申立人が職場環境や勤務内容を詳細に記憶していること、及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している上司は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「B社に係る被保険者名簿」という。）に見当たらず、申立人はそのほかの同僚の氏名を記憶していないため、当該期間においてB社に係る被保険者名簿に名前のある複数の同僚に照会したところ、1名から「申立人がB社C事業所に勤務していたことは記憶しているが、就業場所が異なるので、勤務していた期間及び厚生年金保険の保険料控除については分からない。」との証言しか得られなかった。

また、当時、B社C事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社で一括手続していたが、同社に係る被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号の欠番は無い。

さらに、B社は、申立人に係る人事記録等を保管していないことから、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明としている。

このほか、厚生年金保険の保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 11 日から 62 年 11 月 9 日まで

夫は、昭和 52 年 2 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日まで A 社に継続して勤務していた。厚生年金保険の加入期間について、空白期間があるため社会保険事務所（当時）に照会したところ、当初、未加入期間であった昭和 61 年 1 月 1 日から 62 年 11 月 9 日までの期間のうち、61 年 1 月 1 日から同年 11 月 11 日までの厚生年金保険の記録が回復した。申立期間についても確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び子は、申立人が申立期間において A 社に継続して在籍し勤務していたと主張している。

しかし、申立人は既に死亡しており、申立人の妻からは高齢のため詳細な証言を得ることができないところ、A 社は既に解散し、元事業主とも連絡を取ることができず、同社の関連会社であり現存する B 社の代表取締役からは、申立期間の A 社の人事記録等は、A 社と B 社とは設立時から別会社であるため B 社には保管されていないという回答があることから、申立人が申立期間において A 社に勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の元従業員からも申立人の在籍期間及び勤務の実態に係る証言を得ることができない上、申立期間において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資

料は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から27年1月1日まで

私は、昭和23年4月にA社（現在は、B社）に入社した。厚生年金保険の記録では、入社してから27年1月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないが、当該期間は、同社C作業所でD職として勤務し、厚生年金保険に加入していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社C作業所に正社員として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、B社は、申立期間当時の人事記録等を保管しておらず、申立人が勤務した記録は確認できないと回答している上、申立人は、職場の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況等を確認することができない。

また、申立期間のA社C作業所における複数の被保険者に照会をしたものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、A社C作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、当該期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低いことが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定し、記録訂正の要否を判断することになる。

申立人の保管している平成 4 年 6 月分の給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は 24 万円であり、一方、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 26 万円であることが確認できる。

したがって、特例法の規定に基づき、申立人の標準報酬月額として認定される額は、24 万円であり、当該額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B厚生年金基金の記録においても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 24 万円であることが確認できることから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 24

万円として届出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、さかのぼった訂正等の不自然な処理は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 26 日から 57 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 10 月 1 日にA社に入社し、62 年 5 月 26 日まで継続して勤務していた。ところが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る雇用保険の記録によると、昭和 53 年 10 月 1 日に資格取得、54 年 5 月 25 日に離職となっており、離職に伴い離職票が交付されていることが確認できる上、雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがえる証言及び情報は得られなかった。

さらに、A社に係る社会保険関係の事務手続をしていたB協会から提出された厚生年金保険及び健康保険の資格取得・喪失の台帳の写しから、申立人は昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54 年 5 月 26 日に資格を喪失した旨の届出をした記録がある上、同年 6 月 6 日付けで申立人に係る健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納したことが確認できる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月から同年 12 月まで  
② 昭和 49 年 12 月から 50 年 4 月 7 日まで  
③ 昭和 50 年 6 月 16 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に事務職として6か月の期間契約を更新し、継続して昭和49年6月から50年12月までアルバイト社員として18か月間勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は4か月間しか無い。給与から厚生年金保険料は控除されており、「アルバイトなのに控除するのか。」と会社に申し立てた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、申立人が、申立期間①から③までにおいて、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料が無いためはっきり分からないが厚生年金保険は雇用契約によって、加入させていない者や、入社してしばらくしてから加入させていた者がいたと思われる。」と回答している。

また、A社の同僚は、「アルバイトとして3回勤務したが、1回目は給与明細書に日払いと記載されており、厚生年金保険料は控除されていなかった。2回目と3回目は、期間は離れているが、厚生年金保険に加入している。」と述べている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿をみると、申立人と同様な資格の得喪の記録となっている者が多数みられ、アルバイト勤務者には、申立人と同様に勤務開始から一定期間を経過して厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、A社から、「資料が無いため確認はできないが、申立期間当時、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていた。」との回答が得られたところ、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録と雇用保険の加入記録は一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年9月から同年12月まで  
② 昭和17年1月から18年6月まで  
③ 昭和18年7月から21年まで

父は、申立期間①には船員として、父の父親及び弟と共にA社のB船に乗船していた。また、申立期間②には陸軍徴用により、C科に所属し、D国に派遣されており、申立期間③には海軍徴集によりE国で勤務していたのに、船員保険の被保険者記録が無いので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の長男は、申立人は申立人の父親及び弟と共に、F県にあったA社のB船に乗船していたとしている。

しかし、B船は、F県において船員保険の適用船舶として確認できず、A社についても、船舶所有者としての記録及び厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人の父親の船員保険被保険者記録は確認できず、申立人の弟についても、当該期間において、船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の長男は、同乗していた船長、同僚等の氏名等については不明としているため、これらの者から船員保険の取扱い等について聴取することができない。

申立期間②について、厚生労働省が保管する徴用の内容を記録した船員カードにより、申立人は徴用船舶にG職として昭和17年1月1日に雇い

入れられていることが確認できる。

しかし、当該船員カードには、船名及び船舶所有者名の記載が無いため、申立人が乗船していた船舶を特定できないほか、昭和 17 年 10 月 31 日に現地解雇と記載されており、その後の期間に徴用船舶に乗っていたことは確認できない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、当該期間に申立人が船員保険に加入していた記録は無く、同じ船舶に乗り、同様の業務に就いていたとする弟に係る船員保険被保険者台帳においても、当該期間に船員保険に加入していた記録を確認できない。

申立期間③について、申立人の長男が申立人は当該期間において軍隊に召集されていたので船員保険の被保険者であったと認めてほしいと述べているところ、厚生労働省が保管する兵役に係る履歴書により、申立人は、昭和 18 年 7 月に召集により H 海兵団に入団し、21 年 4 月に召集解除されるまでの期間、海軍の軍人であったことが確認できる。

しかしながら、当該期間は、軍人として恩給の期間であるが、申立人は、旧軍人軍属の实在職年が 3 年未満のため、普通恩給及び一時恩給の支給要件を満たしていない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 30 日から 39 年 1 月 24 日まで

私は、平成 4 年 6 月に社会保険事務所（当時）に年金記録の確認に行った際、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

申立期間当時は脱退手当金という言葉も知らず、厚生年金保険を脱退した記憶も無い。その後、社会保険事務所に記録の訂正を求めたが認められなかった。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日（昭和 39 年 1 月 24 日）の前後約 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 16 名の脱退手当金の支給記録について、オンライン記録において確認したところ、全員に支給記録があり、うち 15 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には昭和 39 年 2 月 25 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定をした社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務

処理に不自然さがうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月5日から34年1月1日まで  
② 昭和34年1月1日から同年5月1日まで

私は、昭和33年ごろから34年4月30日までの期間、A社及びB社に継続して勤務していた。しかし、33年6月10日から同年9月5日までのA社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録しか無い。同社から関連企業のB社に出向し、再びA社に復帰したが、B社で勤務していた同年9月5日から34年1月1日までの期間及びA社で勤務していた同年1月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間においてB社に勤務していたと主張している。

しかし、A社に勤務していた複数の同僚から、申立人が申立期間にB社に出向して勤務していた証言が得られない上、同社に勤務していた同僚からも申立人が申立期間において同社に勤務していた証言が得られず、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

また、オンライン記録によると、B社は昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B社は既に適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であることから、当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、当該期間において厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に出向後、A社に復帰したと主張している。

しかし、A社に勤務していた複数の同僚から、申立人が申立期間②において、同社に再度復帰したとする証言が得られない。

また、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であることから、当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を再取得した記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間において厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月1日から4年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から7年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から同年12月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から4年6月1日まで  
② 平成6年7月1日から7年12月31日まで

私は、A社の役員であった昭和60年に、関連会社のB社（後にC社）に社長として出向した。平成3年3月までは、A社から役員報酬が出ていた。C社は7年以降に事業が悪化し、8年に倒産したが、それまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

また、平成7年4月以降に社会保険料の支払が滞りがちで、社会保険事務所（当時）から督促があったが、8年に完納した。しかし、申立期間②は、80万円以上の報酬があったにもかかわらず、標準報酬月額が実際の報酬額に比べて低くなっているため、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業登記簿謄本及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間にC社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、「資格取得手続、保険料控除及び納付について、当時の社会保険担当者が行っていたことを事業主として確認していたはずだ。」と述べているが、申立人が当該期間に社会保険を担当していたとする者2名に確認しても、共に「当該期間以前に退職しているので分からない。」との回答である上、実際に当該期間に社会保険を担当していた者が不明のため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間及びその前後において申立人の氏名は見当たらず、当該期間に健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、平成6年11月1日から7年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当初、申立人の標準報酬月額が41万円と記録されていたところ、同年5月2日付けで20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該期間において、C社の代表取締役であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「当該期間は、私が社会保険を担当していた。社会保険料の納付が滞り、社会保険事務所から呼び出しがあった。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、C社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②のうち、平成6年7月1日から同年11月1日までの期間及び7年10月1日から同年12月31日までの期間については、オンライン記録において、さかのぼった訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人が所持している平成6年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料の額は、申立人が主張している標準報酬月額に係る社会保険料額に比べて10万円以上も低額であり、オンライン記録での標準報酬月額

に係る社会保険料額にほぼ一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 36 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 33 年ごろから 36 年 4 月末日まで、A 社 B 支社の C 課で主に D 職として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、その期間が全部欠落している。正社員ではなかったが、勤務日数や勤務時間は正社員と同じであったし、退職後、失業保険を受けたことははっきりと覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言があること、及び申立人が A 社 B 支社に勤務していた当時に同僚と撮影したとする写真を数枚所持している上、申立期間当時の支店長の氏名及び仕事内容の詳細を記憶していることから、申立人が同社 B 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私は正社員ではなかった。」と供述しているところ、申立人が申立期間当時の同僚として記憶していた者は、「申立人は正社員ではなかったと思う。私たち内勤職員は正社員であり、F 職をしていたが、申立人は、C 課の中でも私たちとは違い、一人で D 職の仕事をしていた。また、私は、給与計算にも携わっていたが、給与計算のリストの中に申立人の名前は載っておらず、申立人の給与は上司が直接渡していたと記憶している。よって、申立人の給与形態は、私たちみたいな正社員の内勤事務職員とは違っていたのだと思う。」と証言している。

また、申立人は、「前任者はいなかったと思う。後任者は分からない。」と供述しているところ、前述の同僚は、「申立人以外の D 職については記憶に無い。申立期間当時の A 社 B 支社の内勤職員の中に、申立人の

ほかに正社員ではない者がいたかどうかも覚えていない。」と述べていることから、申立人の前任者及び後任者や申立人と同様に正社員ではない者に対して照会することができなかった。

さらに、事業主は、「申立期間当時の従業員の個人別の記録（在籍していた履歴や厚生年金保険料徴収台帳）自体は現存しているが、その中に申立人の記録は無かった。また、内勤職で正社員ではない者についての厚生年金保険加入の取扱いについては、申立期間当時の資料が無いために不明である。」と回答している。

加えて、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社B支社に厚生年金保険被保険者記録がある女性8名を抽出し、照会したところ、5名から回答があったが、申立人の保険料控除に関する証言は得られなかった。

また、上記の被保険者名簿のうち、申立期間の前の昭和31年4月1日から、同社の内勤職員が本社一括適用となった34年2月1日までの間に被保険者資格を取得している者が記載されている全19ページを縦覧したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、内勤職員が本社一括適用となった昭和34年2月1日に被保険者資格を取得している者が記載されている全175ページを縦覧したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月下旬ごろから 61 年 9 月下旬ごろまで  
私は、B 町にあった A 社に昭和 60 年 10 月下旬ごろから 61 年 9 月下旬ごろまで営業職として勤務していた。社会保険庁（当時）の記録を見ると、その全部の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当時の募集広告を提出するので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の所在地や勤務内容などを記憶しており、同社の履歴事項全部証明書に記載内容とも一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同僚から名前の挙がったほかの同僚 2 名についても同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A 社において昭和 60 年 10 月ごろから 1 年ほど勤務していたとする同僚は、「A 社の従業員は皆、厚生年金保険には加入していると思っていたが、私の記録は実際には 1 か月しかなく驚いている。」と述べている。

さらに、A 社の履歴事項全部証明書に記載されている事業主に照会を行ったが、回答が得られず、同社において社会保険の事務を担当していたとされる同僚は連絡先が不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

加えて、A 社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月21日から同年8月21日まで  
ねんきん特別便の記録によると、A社（現在は、B社）が管理するC市のD所でE職として勤務していた期間のうち、3か月間の厚生年金保険被保険者記録が漏れている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、平成4年8月20日まで勤務していたと述べている。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を平成4年5月20日に離職しており、同社における厚生年金保険の加入記録と一致している上、同日に離職票が交付され、求職者給付等を受給していることが確認できる。

また、申立人は、住み込みのE職であったため、A社の同僚の名前は分からないとしていることから、同僚の証言を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、戸籍の附票により、申立人は、C市からF市に平成4年5月24日に転居していることが確認できるところ、申立人は、F市からC市のD所に通勤したことは無いと供述している。

加えて、B社は、申立てどおりの届出をしたか否かについては、不明と回答しており、厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 15 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 5 月 31 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に A 社に入社し、32 年 5 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録では、加入期間が 31 年 8 月 1 日から 32 年 5 月 26 日までしかない。また、同社退社後すぐに B 社へ入社したが、厚生年金保険の加入記録は同年 12 月 1 日からしかないのはおかしいので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する履歴書の写し及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「試用期間は 1 か月から 6 か月間程度であった。」と述べているところ、オンライン記録により確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも記憶する自身の入社時期の 3 か月から 6 か月後であることから、A 社では、当時試用期間を設け、入社日から一定期間経過後に社員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、同僚が名前を挙げた当時の社会保険担当者も連絡先が不明なため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の所持する履歴書の写し及び供述から、申

立人が当該期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を昭和32年12月1日に取得したことが確認できる同僚4人について、そのいずれも入社して4か月から8か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は当時、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

また、B社を合併したC社は、当時の関係資料は残っていないため、確認することができないと回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入手続及び保険料控除を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 17 日から 45 年 5 月 7 日まで  
② 昭和 47 年 9 月 5 日から 49 年 1 月ごろまで

私は、昭和 44 年 5 月 17 日から 49 年 1 月ごろまで、B 市にあった A 社の C 所に住み込みで働いていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 44 年 5 月 17 日から B 市にある A 社の C 所に住み込みで勤務していたと主張している。

しかし、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は昭和 45 年 5 月 7 日からであることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、ほぼ申立期間①において、厚生年金保険の資格を取得し、同資格を喪失している記録があり、C 所に住み込みで勤務していたと述べている同僚の 3 名は、申立人を記憶していないと証言している。

さらに、申立期間①及び②を通して夫婦で C 所の管理人をしていた妻が「申立人より前から勤務し、申立人が入社してからは、住み込みで申立人と一緒に働いていた。」と述べている同僚は、A 社において昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人の同社における資格取得日が同年 5 月 7 日であることに不自然さは無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、前述の管理人の妻は、「A 社から厚生年金保険から国民年金に加入するように。」と言われ、国民年金の加入手続をしたと証言している

ところ、管理人夫婦共に同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 47 年 9 月 5 日に国民年金に加入し、保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、管理人の妻は、申立人及び前述の同僚についても、A社から同様の連絡があったと思うと証言している上、申立人及び同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 47 年 9 月 5 日とされていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月ごろから33年12月中旬ごろまで  
夫は、大学卒業後の昭和30年4月ごろにA社に入社し、同社が営業停止となる33年12月中旬ごろまで勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間において申立人がA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、申立人の妻は同社の所在地並びに事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、同社の存在を特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社と名称が類似するB社及び同社の本社であるC社を調査したところ、両社は解散している上、元事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立期間においてB社又はC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる17名に照会をしたところ、回答があった11名は、いずれも申立人を記憶していないとしている。

加えて、申立期間において、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から28年11月1日まで

私は、昭和25年10月1日から29年9月23日まで駐留軍の施設でC職として勤務していたが、27年1月1日から28年10月31日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げている同僚の証言から、申立人が申立期間において駐留軍関係の仕事に従事していたことが推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人に係る昭和26年9月1日から27年9月1日までの被保険者記録が確認できるものの、同事業所は当該期間において健康保険のみの加入を選択した任意包括適用事業所であったことが確認でき、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人に係る昭和27年9月1日から29年9月23日までの被保険者記録が確認できるものの、同事業所は27年9月1日から28年11月1日までの期間において健康保険のみの加入を選択した任意包括適用事業所であったことが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和28年11月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立人が名を挙げているA事業所及びB事業所に勤務していた同僚も申立期間において被保険者になっていないことが確認できる。

加えて、A事業所及びB事業所共に既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明なため、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 29 日から 3 年 1 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録では、平成 2 年 12 月 28 日の退職となっているが、同年 12 月末日で退職した。3 年 1 月 1 日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となるべきであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 12 月末日付けをもってA社を退職したと主張しているが、雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は同年 12 月 28 日となっていることが確認できる。

また、A社が加入していたB企業年金基金から、「申立人の厚生年金保険資格喪失日は平成 2 年 12 月 29 日である。」との回答があり、オンライン記録と一致している。

さらに、B企業年金基金が保管する申立人が退職時に提出した厚生年金基金一時金裁定請求書（写し）の資格喪失年月日は、平成 2 年 12 月 29 日となっていることが確認できる。なお、同欄には「退職のときは退職日の翌日を記入して下さい」と注意書きされている。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 4400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 22 日から 45 年 6 月 16 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた厚生年金保険の被保険者であった期間について、昭和 45 年 8 月 20 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月ごろから 20 年 8 月ごろまで  
私は、昭和 19 年 10 月ごろに妹と一緒に A 社 B 工場に入社し、20 年 8 月ごろ退社した。同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に A 社 B 工場に勤務していたとする申立人の妹の証言から、申立人が申立期間において同社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、一緒に勤務していたとする妹も、申立期間において A 社 B 工場に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立人は自身の妹のほかに、同僚の名字しか記憶しておらず、同僚に照会が行えず当時の状況が確認できない上、A 社 B 工場で申立人が入社したとする日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚に照会したが、申立人の保険料控除についての証言は得られなかった。

さらに、事業主は、当時の資料が無く不明としており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 24 日から同年 11 月 21 日まで

私は、A社に平成 14 年 6 月 24 日から同年 11 月 20 日まで勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録では、その全部の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。確かに勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚は、「会社が社会保険に加入していなかったため、同僚数名で、会社に対して加入してほしいと申し出たことがある。結局受け入れてはもらえなかった。」と証言している。

さらに、同僚は、「A社では、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。入社時に国民年金及び国民健康保険に加入するよう説明を受けた。」と述べている。

加えて、A社に勤務していたとされる同僚数名には、申立期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録は無い。

また、A社の履歴事項全部証明書に記載されている事業主及び役員に照会を行ったが、所在不明のため申立人の厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ごろから 42 年 1 月ごろまで

私は、B 県の C 中学校から集団就職で A 社に入社し、D 業務を行っていた。同社に勤務していた昭和 37 年 4 月ごろから 42 年 1 月ごろまでの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、事業主は、A 社は社会保険には一切加入しておらず、従業員の給料から保険料は控除していないと回答している。

さらに、事業主及び A 社の取締役である事業主の妻は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料は納付済みとなっていることが記録上確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 28 日から 34 年 3 月 13 日まで

私は、平成 16 年 4 月に社会保険事務所(当時)で年金受給の手続をした際、A社に勤務していた昭和 32 年 3 月 28 日から 34 年 3 月 13 日までの厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を支給済みであると言われたが、脱退手当金も退職金も受け取っていない。結婚後、両親から何度も厚生年金保険からのお金は受け取ってはいけないと言われていたこともあり、脱退手当金は絶対に受け取っていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間を支給期間とした脱退手当金の月数に誤りは無く、A社に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和 34 年 6 月 18 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 34 年 3 月 13 日)の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め 11 名おり、そのうち 10 名が当該事業所の資格喪失日から約3か月以内に支給されている上、複数の同僚は、「会社が一括して脱退手当金の事務手続をした。」と証言しているなど、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことなどを勘案すると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 20 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 9 月 20 日から 45 年 1 月 31 日まで A 社に勤務していたが、私の年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社が社名変更し、B 社として厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 45 年 2 月 1 日において被保険者資格を取得した複数の同僚は、「45 年 2 月 1 日より前の期間については、A 社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかった。当該期間については、厚生年金保険料を控除されることはなかった。」と述べている。

さらに、A 社の同僚が保管している昭和 44 年 2 月から同年 10 月までの給与明細書によると、この期間には厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、B 社は既に解散しており、申立人の厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4406 (事案 1297 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 3 月 8 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 39 年 5 月 21 日から 41 年 9 月 21 日まで

前回、第三者委員会に、昭和 39 年 5 月 1 日に A 社を離職した後、それ以前の期間については脱退手当金を受給したが、B 社に勤務していた同年 5 月 21 日から 41 年 9 月 21 日までの期間については受給していないとして年金記録確認の申立てをしたが、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの結論であった。

しかしながら、前回は A 社の離職事由が解雇であったため、同社から支給された手当等を脱退手当金と誤って記憶してしまい、B 社に係る厚生年金保険被保険者期間のみ申立てをしたが、実際は、A 社を離職した後もそのまま厚生年金保険の被保険者であった。

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について再度調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④に係る申立てについては、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一の番号で管理されており、申立期間後に厚生年金保険被保険者となった C 社では、別番号で厚生年金保険被保険者となっていることを踏まえると、この間に脱退手当金を受給したため、番号が異なっているものとするのが自然であり、加えて、申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金

保険被保険者資格を喪失後、約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見て、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月14日付け年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

申立人は、申立期間①から③までを新たに申し立てているが、当該期間は前回の申立てに係る脱退手当金の支給対象期間に含まれており、当該期間を併せた期間について、調査及び審議を行っている。

また、今回、申立人からは、新たな資料等の提出は無く、聴取しても「脱退手当金を受給した記憶が無い。」という従来の主張を繰り返しているが、これは当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 4407

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、B社に勤務していたが、同社の共同経営者であるC氏が昭和37年3月1日にA社として独立し、それと同時に私も同社に転社した。しかしながら、厚生年金保険の記録では、同年3月1日から38年9月1日までの被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚は、「私は、昭和36年10月23日にB社の関係会社であるA社に入社したが、同社での厚生年金保険被保険者記録は38年9月1日となっており、入社日と資格取得日が相違する。しかし、同社は会社を設立したばかりで、会社が厚生年金保険に加入していなければ仕方がないと思う。」と述べている。

さらに、A社の代表取締役から「申立期間当時は、会社を設立したばかりで適用事業所となっておらず、厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 3 月ごろから 12 年 4 月ごろまで  
② 平成 14 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、A社（現在は、B社）の派遣社員として、平成 11 年 3 月ごろから 12 年 4 月ごろまで派遣先のC社（現在は、D社）で、E社（現在は、B社）の派遣社員として、14 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで派遣先のF事業所（現在は、G事務所）に勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間①及び②については厚生年金保険の被保険者となっていない。契約期間が長期であるため、厚生年金保険料を控除されていたと思われるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の保管する賃金台帳から、申立人は、平成 11 年 3 月 8 日から 12 年 4 月 30 日までの期間はA社に、14 年 4 月 2 日から同年 10 月 31 日までの期間はE社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社の事業主は、「賃金台帳では、申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていないので、社会保険事務所（当時）に対して申立人の申立てどおりの届出（資格の得喪）及び保険料の納付は行っていない。」と回答している。

また、B社が保管する賃金台帳では、同社の回答どおり、申立人は申立期間において厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、B社は、「当社の厚生年金保険の被保険者は延べ 27 万名ほどいるので、全員の厚生年金保険の加入については調査できないが、申立期間①及び②当時は、厚生年金保険に加入させる社員は多くなかった。」と述べているところ、オンライン記録に記載されている 1,000 名の資格取得

日を調査したが、平成15年3月31日までに被保険者資格を取得した者は、延べ186名であったことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。